大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 (案) について

<平成29年3月29日一部修正>

福祉局。高齢者施策部

平成28年9月28日(水)午前•午後

29日(木)午前・午後

30日(金)午前 - 午後

目次

I.	高齢	者をと	りま	くり	沈																										
_	- 1	大阪市	の将	来推	計	人口	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	7
_		大阪市																												8	3
		大阪市				-																								9)
		大阪市																											1	C)
_	- 5	専門的	な介	:護人	、材	不是	足•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	
Ι.	大阪	市の考 大阪市	え方	; ≥ = →	_																								4	_	•
		人級巾	の考	えん	"	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ı	3	5
ш.	総合	事業の		•	<u>.</u>																										
		総合事	·莱の	日野] •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5)
IV.	総合	事業の	概要	<u>[</u>																											
_	- 1	予防給	付等	から	総	合導	丰丰	\	、 の	移	行	(1	メ		ジ)	•	•	•	•	•	•	•				-	1	7	7
	- 2	予防給	付の	訪問	介	護	· 通	酠	介	護	の	移	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8	3
_	- 3	介護予	防の	推進	<u>E</u> -	•		•	•	•	•	•	•	•	-	-	•	•	•	•	•	•	•	•	-	-	•	•	1	9)

V.	総合	事業の	サーヒ	ゴス																									
		総合事	業のサ	ナーロ	ビス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
_	- 1	大阪市	の訪問	り型 せ	ナー	ビス		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
		訪問	型サ-	ービス	スの	概要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
		訪問:	介護に	こおり	ナる	サー	・ビ	ス	行	為	֓֞֞֜֞֞֜֞֜֞֜֜֞֜֜	لح	の	区	分	等	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		訪問	型サ-	ービス	スの	単価	i -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
		訪問	型サ-	ービス	スの	指定	基	準	(人	員	基	準	等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
_	- 2	大阪市																	•	•			•			•	•	2	7
		通所	型サ-	ービ	スの	概要		•	•				•		•			•	•		•	•	•		•		•	2	8
		通所	型サ-	ービス	スの	単価	i -	•	•	•			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	2	9
		通所	型サ-	ービス	スの	指定	基	準	(人	員	基	準	等)	(1)	~(2	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
_	- 3	大阪市											•	•	•	•	•									•		3	2
			予防力										•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	3
			予防力								_						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
_	- 4	サービ								_	_					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
VI.	総合	事業の	対象を																										
	- 1	サービ		_	计象:	者 •			•						•													3	8
	- 2	基本チ				-		1	~	(2)																		3	
	- 3	対象者				_		_		•					•													4	
	_		_ 13/	13 - 3 F	JU 0		_	~ ~																					-

Ⅷ. 利用	月手続きに	ついて	_																						
– 1	サービス	、利用 σ)手糸	売き	1)~	4	-	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	4 3
-2	サービス	利用に	こ係る	る利	用文	才象	者	の独	長分	・け	1	~(2	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	4 7
	訪問型	゚゚゚サーヒ	ごスの	の利	用1	ノメ		ジ	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4 9
Ⅷ. 利用	月者負担に	ついて	_																						
- 1	利用者負									-								.							5 1
-2	区分支給		_							_															5 2
– 3	利用者負		~			_	_	_		_	_	_	-	_		-	_	•		_	_	_	_	_	53
– 4	刊用句景		•	- -	117	- [_	_		_	_				-	_				_					5 4
7	(参考)	「月割			_		==:	. स्रो	一 1至	ころ	油	æ	- 1- ·	_ 		- -	_ I						_	_	5 5
	(岁石)	一一口包	只干以日		ΗБ	リン	門	小!	一 i示	(A)	肥	Л	-	ノ (•	<u> </u>	J	_	_		-	_	_	_	5 5
区. 事業	美者指定に	ついて																							
区. 事業 一 1	美者指定に 総合事業		_	旨定	, - -						•	•	•	•	•	•		= 1	•	•		•		•	5 7
		のみた	il			•		•		•	•			•				- I	•				•		5 7 5 8
— 1	総合事業	のみた の事業	にし と 者 打	旨定												•		- 1	•						
- 1 - 2	総合事業 総合事業 事業者指	で の 事業 に で の 根	にし き者 ま要	旨定 • •		•													•						58
- 1 - 2 - 3	総合事業 総合事業	のみた の事業 記 定の概 に に	に は 者 ま 要 フロ-	旨定 • • 一 (· · · 访問	• 引)													•						5 8 5 9
- 1 - 2 - 3 - 4	総合事業 総合事業 事業者指 事業者指 事業者指	の の 事 第 定 の の の の の の の の の の の の の	に き 者 要 フロ-	旨定 - (- (訪問通列	• 引) f)	· · ·	• • • • 经训	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • 置	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · ·						•						5 8 5 9 6 0
- 1 - 2 - 3 - 4 - 5	総合事業 総合事業 事業者指 事業者指	の事に記念を表する事のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	は 者 要 ロ も の こ も の こ も の に も の に も の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	指定 • (− () • () • ()	·	· 引) 行) 定					_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						•						5 8 5 9 6 0 6 1
- 1 - 2 - 3 - 4 - 5	総合事業 総合事者者 事業者者 事業者者 非 総合事業	のの定定定移総の事のののののののののののののののののののののの行合	は者要ロロの業	旨・一一事へ 一事の	· · 訪通者移	・ 引) f) f 定 f に	つ	いて	C •	•	•	•	•												5 8 5 9 6 0 6 1 6 2
- 1 - 2 - 3 - 4 - 5 - 6	総合事業者者者等等等等等。	のの定定定移総のみ事ののの行合サ	は者要ロロの業ビリオ	旨・一一事へス定・((業のと	・・訪通者移の	・)が定に係	つ	しいて	· ·	•	•	•	•	•											5 8 5 9 6 0 6 1 6 2 7 5

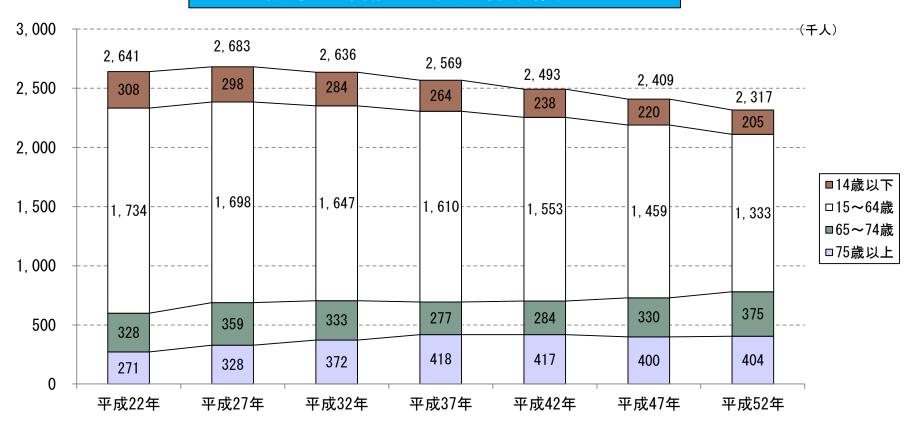
	事業者指定のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・	
—11	利用者との契約等について①~②・・・・・・・・・・・・・・	
—12	指定事業者の手続きのまとめ①~④・・・・・・・・・・・・・	8 5
X. 給付	け管理について	
- 1	総合事業の給付管理について①~③・・・・・・・・・・・・・	90
	(参考)事業対象者の介護保険被保険者証の記載・・・・・・・・・	93
-2	暫定サービス計画の取扱いについて①~②・・・・・・・・・・・	9 4
-3	介護予防ケアマネジメントの自己作成について・・・・・・・・・	9 6
XI. その	の他	
- 1	生活援助サービス従事者研修について①~③・・・・・・・・・・	98
-2	定款の記載について・・・・・・・・・・・・・・1	0 1
– 3	要介護(要支援)認定に係る有効期間の見直しについて・・・・・1	0 2
-4	今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・1	03
-5	生活支援型食事サービス事業の利用手続きについて①~②・・・・・1	0 4

I. 高齢者をとりまく状況

I-1 大阪市の将来推計人口

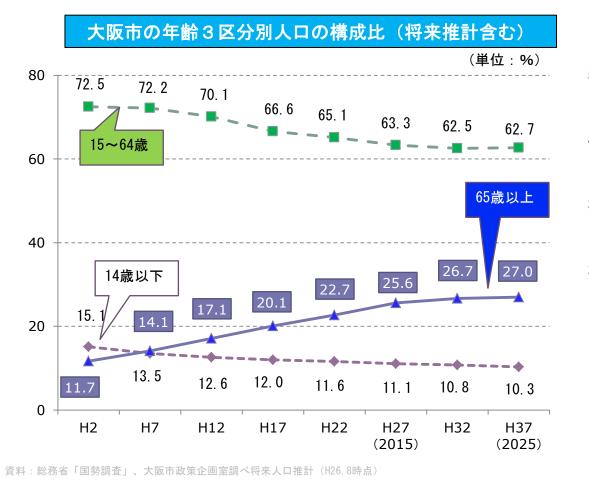
大阪市の人口は、<u>平成27(2015)年以降</u>、人口減少局面に向かうことが予測され、将来の人口構成比をみると、より一層の少子高齢化の進行が予測されます。

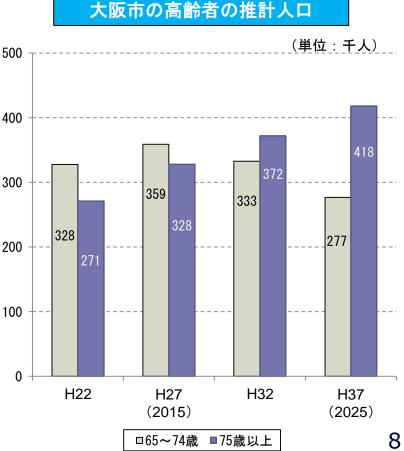
大阪市の年齢4区分別将来推計人口



I-2 大阪市の高齢化率の推移

高齢化率は今後もますます上昇し、平成37 (2025) 年には約27.0%になると推計されており、今後は、特に75歳以上の後期高齢者の増加が予測されています。



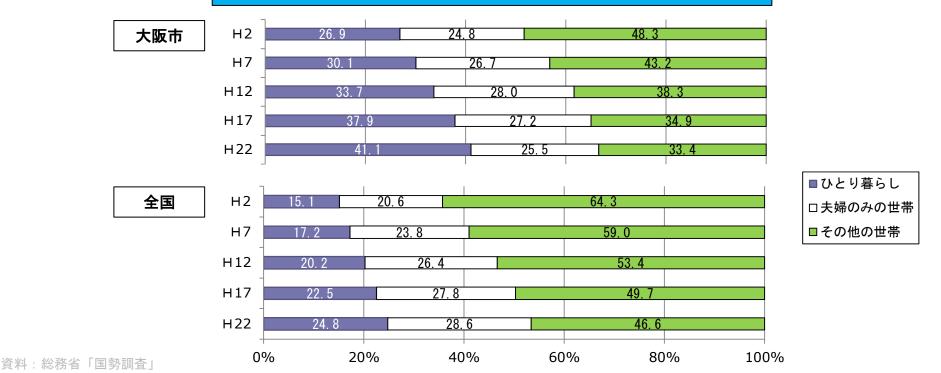


I-3 大阪市の高齢者世帯の状況

大阪市の高齢者を含む世帯のうちの「ひとり暮らし」 世帯が占める割合は、全国や他都市と比べて極めて高い 割合となっています。

高齢者のひとり暮らし世帯は、今後も増加が予測され ています。

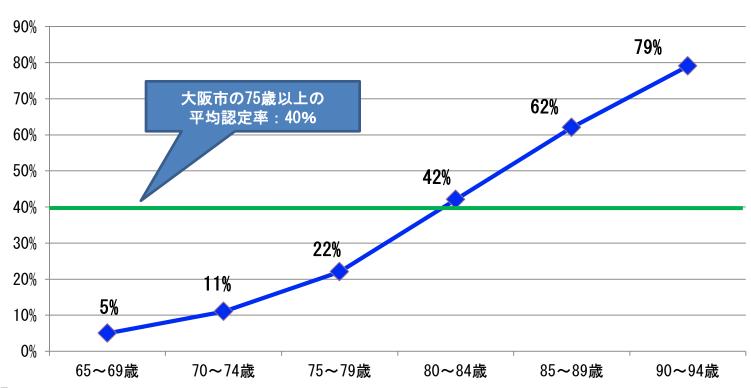
大阪市の65歳以上の人がいる世帯の状況の推移



I-4 大阪市の要介護(要支援)認定率

要介護(要支援) <u>認定率は、年齢とともに高くなり</u>、75歳以上の平均認定率は約40%となっています。 また、85歳以上の高齢者は、半数以上の方が認定を受けています。





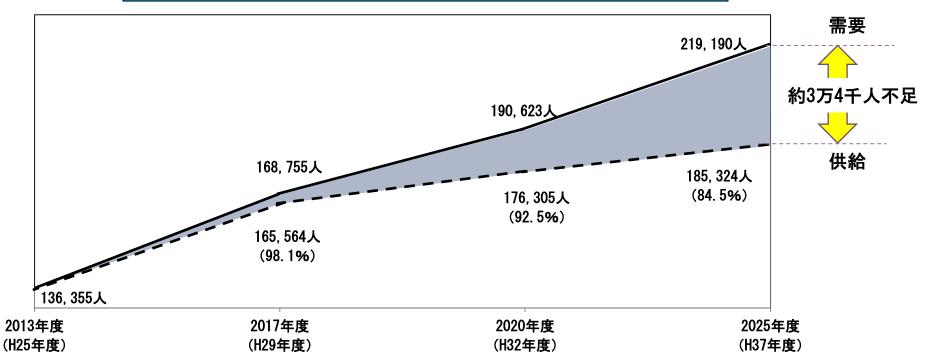
10

I-5 専門的な介護人材不足

平成37 (2025) 年には、<u>大阪府内で約34,000人の介護人材が不</u> 足すると推計されています。

人口割合で換算すると、大阪市では、約10,000人の介護人材の不足が見込まれ、**専門的なサービスが必要な方にサービスの提供ができなくなる恐れがあり**ます。

2025年に向けた大阪府における介護人材の需給推計



2013年度の数値:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けていることから厚生労働省(社会・援護局)にて補正) 2017年度以降の数値は、都道府県が行った推計による

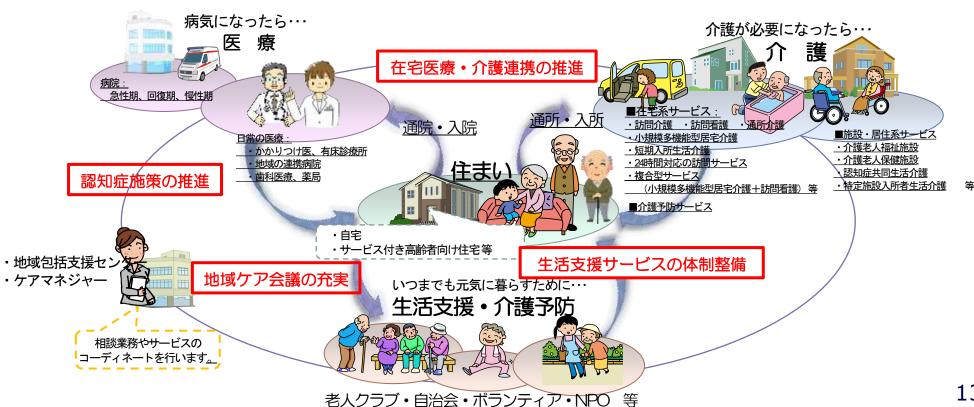
主1)需要見込みについては、市町村により第6期介護保険事業計画に位置づけられたサービス見込み量等に基づく推計

注2)供給見込みについては、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計

Ⅱ. 大阪市の考え方

大阪市の考えかた

- 〇団塊の世代が全て75歳以上となる平成37(2025)年の社会を見据え、高齢者も他の 世代と共に社会を支えていくという考え方を基本とし、高齢者一人ひとりが住み慣れ た地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊 厳をもって暮らすことができる社会の実現を目指します。
- ○今後10年をかけて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて 自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい 及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を目 指します。



皿. 総合事業の目的

Ⅲ総合事業の目的

(目的)

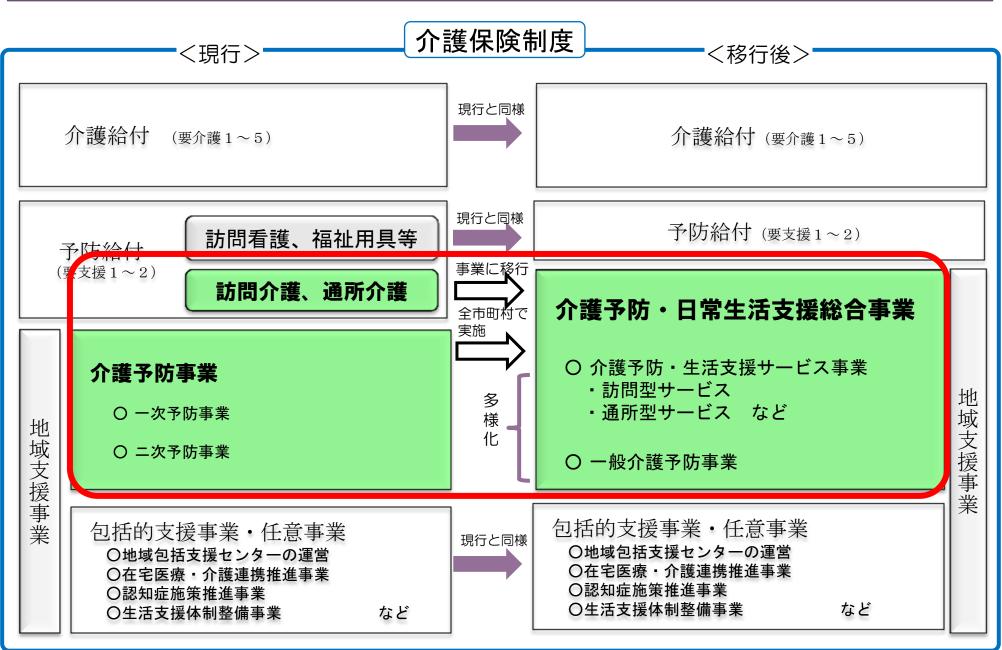
総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、**多様な主体による多様なサービスを充実**することで、要支援者等に対する効率的な支援等を可能とすることを目指します。

総合事業の2つの柱

- ○<u>多様なサービスの充実</u>
 - ⇒多様なニーズに対するサービスの拡がり により、**在宅生活の安心を確保**
- ○介護予防の推進
 - ⇒住民主体の取組を支援し、認定に至らない 元気な高齢者を増やし、**重度化予防を推進**

IV. 総合事業の概要

Ⅳ-1 予防給付等から総合事業への移行(イメージ)



Ⅳ-2 予防給付の訪問介護・通所介護の移行

要支援者に対する全国一律の<u>予防給付の訪問介護、通</u> 所介護のサービスについて、市町村が地域の実情に応じ て実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力 を最大限活かしつつ、現行相当のサービスに加え、<u>多様</u> な主体による多様なサービスの提供により高齢者を支援 します。

訪問介護、通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉 用具貸与等)は、引き続き予防給付としてサービス提供 を継続します。

Ⅳ-3 介護予防の推進

〇高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進します。

V. 総合事業のサービス

V 総合事業のサービス

〇 介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 必要度に応じた多様なサービスを提供

二次予防事業

移行後 現 行 [訪問型サービス] 容:訪問介護員が身体介護、生活援助を提供 ①介護予防型訪問サービス 介護予防訪問介護 対 象 者:既に介護予防訪問介護を利用されている方 (現行相当型) 新たに利用される方で認知機能低下のある方や身体介護 が必要な方等 ②生活援助型訪問サービス(新) 容:本市研修の修了者等が生活援助を提供 対 象 者:「現行相当型」の対象者以外の方 (基準緩和型) 報酬単価:「現行相当型」の75%程度 ③サポート型訪問サービス(新) 容:うつ予防・口腔・栄養のプログラム(3~6か月程度) 対 象 者:閉じこもりの方、口腔の機能向上や栄養改善の必要な方 (短期集中型) [通所型サービス] ①介護予防型通所サービス 内 容:3時間以上の食事・入浴等および機能訓練 介護予防通所介護 (現行相当型) 容:3時間未満の食事・入浴等または機能訓練 ②短時間型通所サービス(新) 対 象 者:サービス利用開始時の慣らし利用、入浴のみの利用など (基準緩和型) 報酬単価:「現行相当型」の70%程度 ③選択型通所サービス(新) 容:運動・口腔・栄養のプログラム(3か月程度)を提供 対 象 者:運動・口腔の機能向上又は栄養改善の必要な方 (短期集中型) \mathbf{O} 一般介護予防事業 ⇒ 住民主体の介護予防活動を推進 一次予防事業 いきいき百歳体操の普及を支援 一般介護予防事業 再構築

地域介護予防活動支援事業

・地域リハビリテーション活動支援事業 など

V-1 大阪市の訪問型サービス

- ①**介護予防型訪問サービス(指定事業者)** 現行の介護予防訪問介護に相当するサービスで、 有資格の訪問介護員等による身体介護・生活援助
- ②生活援助型訪問サービス(指定事業者) 本市が実施する「生活援助サービス従事者研修」を 受講した従業者等による生活援助
- ③サポート型訪問サービス(本市直営) 生活機能の低下が認められるが通所事業所等に自ら 通うことが困難な方に対し、看護師、管理栄養士、 歯科衛生士等が3か月または6か月の短期間で実施 する訪問支援

訪問型サービスの概要

類	型	①介護予防型訪問サービス	②生活援助型訪問サービス	③サポート型訪問サービス
目	的	〇要支援状態の維持・改善 〇要介護状態になることの予防	〇生活の質の確保・向上	〇生活機能の向上
サ 内	ー ビ ス 容	〇訪問介護員による身体介護・生活援助	○研修受講者による調理・掃除・買物・洗濯等の 生活援助(<u>老計第10号の範囲内</u>)	〇閉じこもり・認知症・うつ予防 〇口腔機能向上 〇栄養改善
対	象者	要支援1又は2(要支援認定) ○既に介護予防訪問介護を利用している方 ○新たにサービス利用する方 (認知機能の低下や身体介護が必要な状態等 により訪問介護員によるサービス提供が 必要な方)	要支援1又は2(要支援認定) ○既に介護予防訪問介護を利用している方のうち 希望する方 ○新たにサービス利用する方 (介護予防型訪問サービスの利用対象者を除く)	 要支援1又は2(要支援認定) ○看護師・歯科衛生士・管理栄養士等の 訪問による支援が必要な方 事業対象者(基本チェックリスト該当者) ○看護師・歯科衛生士・管理栄養士等の 訪問による支援が必要な方
利	用頻度	要支援1週1回程度、2回程度 要支援2週1回程度、2回程度、2回超	要支援1 週1回程度、2回程度 要支援2 週1回程度、2回程度、2回超 (事業対象者 週1回程度、2回程度、2回超)	要支援1・2、事業対象者とも ・閉じこもり・認知症・うつ予防 6か月間で月1回 計6回 ・口腔機能向上 3か月間で月1回 計3回 ・栄養改善6か月間で月1回 計6回
	ー ビ ス 供 主 体	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)	大阪市(直営)
基	準	・別居の親族に対するサービス提供の禁止を追加 ・上記以外は、現行の介護予防訪問介護と同じ	・サービス提供者の資格要件等の人員基準を緩和 ・サービス計画の作成にかかる運営基準を一部緩和 ・別居の親族に対するサービス提供の禁止	_
サ 提	ー ビ ス 供 者	訪問介護員※ ※介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等	本市が実施する生活援助サービス従事者研修修了者 (3級ヘルパー、訪問介護員も可能)	本市が雇用する 看護師、歯科衛生士、管理栄養士等
利月	用者負担	あり 原則 1 割負担(一定以上所得の方は 2 割負担)	あり 原則1割負担(一定以上所得の方は2割負担)	なし
マネ	ベジメント	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
支	払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について <老計第10号(平成12年3月17日) >

	身体介護	生活援助
定義	①利用者の 身体に直接接触して行う介助 サービス(準備、片付け等を含む) ②利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス ③その他専門知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためサービス	身体介護以外の訪問介護であって、 <u>掃除、洗濯、調理などの日常生活上の援助</u> であり、利用者が単身、家族が障がい・疾病などのため、 <u>本人や家族が家事を行うことが困難な場合</u> に行われるサービス
内容	・サービスの準備・記録等 ・排せつ・食事介助 ・清拭・入浴、身体整容 ・体位変換、移動・移乗介助、外出介助 ・起床及び就寝介助 ・服薬介助 ・自立生活支援のための見守り的援助 (自立支援、ADL向上の観点から安全を確保 しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)	 ・サービス準備等 ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・衣類の整理・被服の補修 ・一般的な調理、配下膳 ・買い物・薬の受け取り

訪問型サービスの単価

- 〇「介護予防型訪問サービス」「生活援助型訪問サービス」ともに、これまで同様に<u>月当たりの包括単価</u>とします
- 〇「介護予防型訪問サービス」は、各種加算・減算も含めて現行の介護予防訪問介護と同等の単価設定
- ○「生活援助型訪問サービス」は、国のガイドラインに基づき、サービス内容・時間・基準等に応じて、予防給付 の単価以下に設定
- ○1単位当たりの単価は、11.12円
- ※参考く国のガイドライン>

緩和した基準によるサービスのサービス単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を下回る額を個別の額(サービス単価)として定めることと規定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえて定める。

(参考)介護	予防訪問介護	介護予防型	型訪問サービス	生活援助型	型訪問サービス
〇週1回程度 〇週2回程度 〇週2回超	1, 168単位/月 2, 335単位/月 3, 704単位/月	〇週1回程度 〇週2回程度 〇週2回超	1, 168単位/月 2, 335単位/月 3, 704単位/月	〇週1回程度 〇週2回程度 〇週2回超	880単位/月 1, 759単位/月 2, 790単位/月
〇各種加算 ・初回加算 ・生活機能向上 ・介護職員処遇		〇各種加算 ・初回加算 ・生活機能向上 ・介護職員処退		○各種加算 ・介護職員処 ・	遇改善加算
	者研修修了者を 責任者として配置 利用者		音研修修了者を 表責任者として配置 の利用者	〇各種減算 • 同一建物等(の利用者 25

訪問型サービスの指定基準 (人員基準等)

	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス								
人員基準	 ○管理者(※1) 常勤・専従 1以上 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者 40人 「二対し1人以上(※2) (資格要件> 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者を含む)、看護師、准看護師、保健師 ○訪問介護員等 常勤換算 2.5以上 (資格要件> 上記サービス提供責任者と同様又は、ヘルパー2級修了者 	 ○管理者(※1) 常勤・専従 1以上 ○訪問事業責任者 従事者のうち必要数 〈資格要件〉 下記の従事者と同様 ※原則、サービス提供責任者との兼務は不可ただし、介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスの指定を併せて受け、一体的にサービス提供する事業所においては、両サービスの利用者の合計数40人に対し1人以上のサービス提供責任者が配置されていれば、別途、訪問事業責任者を配置する必要はない。 ○従事者 必要数 〈資格要件〉 								
	※1 利用者のサービス提供に支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤の配置も可能	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者を含む)、看護師、准看護師、保健師、ヘルパー2級修了者、ヘルパー3級修了者又は一定の研修修了者 ※1 利用者のサービス提供に支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能								
設備 基準	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防訪問介護と同様								
運営 基準	<u>別居の親族に対するサービス提供の禁止を追加</u> 上記以外は、現行の介護予防訪問介護と同様	サービス計画の作成に係る事務を一部緩和 (サービス計画 → サービス提供予定表) 別居の親族に対するサービス提供の禁止を規定 上記以外は、現行の介護予防訪問介護と同様 26								

V-2 大阪市の通所型サービス

- ①介護予防型通所サービス(指定事業者) 現行の介護予防通所介護に相当するサービスで、 入浴、排せつ、食事等の生活上の支援及び日常生活 機能向上のための機能訓練など(概ね3時間以上)
- ②短時間型通所サービス(指定事業者) 入浴やサービス利用開始時の慣らし利用など、短時間で行う通所サービス(概ね3時間未満)
- ③**選択型通所サービス(指定事業者)** 3か月程度の短期間で集中的に行う、運動器の機能 向上、口腔機能向上または、栄養改善(<u>概ね90分以</u> 上)
 - ※選択型通所サービスは、同じ区分のプログラムを再度利用することはできません。

通所型サービスの概要

類型	①介護予防型通所サービス	②短時間型通所サービス	③選択型通所サービス
目 的	〇心身機能の維持・回復 〇生活機能の維持・向上	〇心身機能の維持・回復 又は 生活機能の維持・向上	〇運動機能の機能向上、口腔機能向上、栄養改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防
サービス内 容	○入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 ○身体機能の向上のための機能訓練 ○日常生活機能向上のための機能訓練 など	○入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 ○身体機能の向上のための機能訓練 ○日常生活機能向上のための機能訓練 など	〇運動器の機能向上プログラムの実施 〇口腔機能向上プログラムの実施 〇栄養改善プログラムの実施
	要支援1又は2(要支援認定)	要支援1又は2(要支援認定)	要支援1又は2(要支援認定) 事業対象者(基本チェックリスト該当者)
対 象 者	 概ね3時間以上の通所サービスの利用が必要な方 	概ね3時間未満の通所サービスの利用が必要な方	運動器の機能向上又は口腔機能向上、栄養改善のいずれか若しくは複数のプログラムの実施が必要な方 ※ただし、同一区分のプログラムの再利用は不可
	要支援 1 週 1 回程度 要支援 2 週 1 回程度	要支援 1 週 1 回程度 要支援 2 週 1 回程度	要支援1・2、事業対象者とも
利 用 頻 度	(事業対象者 週1回程度、2回程度)	(事業対象者 週1回程度、2回程度)	・運動器の機能向上 週1回 計14回 ・口腔機能向上 月1回 計 3回 ・栄養改善月1回 計 3回
サービス 提供主体	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)	指定介護保険サービス事業者 (法人格を有すること)
基準	現行の介護予防通所介護と同じ ※ただし、サービス提供時間は概ね3時間以上	現行の介護予防通所介護と同じ ※ただし、サービス提供時間は概ね3時間未満	現行の二次予防事業(運動型・複合型)の 職員配置人数等の人員基準を緩和
サービス提供時間	概ね3時間以上	概ね3時間未満	概ね90分以上
利用者負担	原則1割負担(一定以上所得の方は2割負担)	原則 1 割負担(一定以上所得の方は2割負担)	原則 1 割負担(一定以上所得の方は2割負担)
マネジメント	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画(介護予防支援) 介護予防ケアマネジメント
支 払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払

通所型サービスの単価

- ○<u>「介護予防型通所サービス」「短時間型通所サービス」</u>は、<u>月当たりの包括単価</u>とします。
- ○<u>「選択型通所サービス」</u>は、サービス提供回数に応じて支払う<u>実績払い制単価</u>とします。
- 〇「介護予防型通所サービス」は、各種加算・減算も含めて現行の介護予防通所介護と同等の単価設定
- 〇「短時間型通所サービス」は、国のガイドラインに基づき、サービス時間に応じて、予防給付の単価以下に設定
- 〇「選択型通所サービス」は、サービス基準等に応じて、従来の2次予防事業の単価以下に設定
- ○1単位当たりの単価は、10.72円
- ※参考<国のガイドライン>

緩和した基準によるサービスのサービス単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を下回 る額を個別の額(サービス単価)として定めることと規定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準 等を踏まえて定める。

(参考)介護予防通所介護	介護予防型通所サービス	短時間型通所サービス	選択型通所サービス
○週1回程度 1,647単位/月	〇週 1 回程度 1,647単位/月	〇週 1 回程度 1,152単位/月	〇基本報酬 404単位/回
〇週2回程度 3,377単位/月	〇週2回程度 3,377単位/月	〇週2回程度 2,363単位/月	
〇各種加算	〇各種加算	〇各種加算	
• 若年性認知症利用者受入加算	• 若年性認知症利用者受入加算	• 若年性認知症利用者受入加算	
・生活機能向上グループ活動加算	・生活機能向上グループ活動加算	・生活機能向上グループ活動加算	
・事業所評価加算	• 事業所評価加算	· 事業所評価加算	
・サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算	
・介護職員処遇改善加算 など	・介護職員処遇改善加算 など	・介護職員処遇改善加算 など	
〇各種減算	〇各種減算	〇各種減算	〇各種減算
・同一建物等の利用者	・定員超過受入	・定員超過受入	• 定員超過受入
・定員超過受入	- 人員欠如	- 人員欠如	- 人員欠如
・人員欠如			29

通所型サービスの指定基準(人員基準等)①

	介護予防型通所サービス	短時間型通所サービス
人員	○管理者(※1)	○管理者(※1)
設備基準	現行の介護予防通所介護と同様	現行の介護予防通所介護と同様
運営 基準	現行の介護予防通所介護と同様	現行の介護予防通所介護と同様 30

通所型サービスの指定基準 (人員基準等) ②

		選択型通所サービス	
	運動器の機能向上プログラム	口腔機能向上プログラム	栄養改善プログラム
	○ <u>管理者</u> (※1) <u>専従 1以上</u>	○ <u>管理者</u> (※1) <u>専従 1以上</u>	○ <u>管理者</u> (※1) <u>専従 1以上</u>
	○医師又は看護職員(※2) 専従 1以上 ○機能訓練指導員等 専従 1以上	○ <u>歯科医師又は歯科衛生士又は言語聴覚士</u> 専従 1以上	○ <u>医師又は管理栄養士</u> <u>専従 1以上</u>
人員 基準			
	○ <u>補助従業者</u> (※2) <u>専従 1以上</u>	○補助従業者 専従 1以上	○補助従業者 専従 1以上
	※1 利用者のサービス提供支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 利用定員が10人以下の場合、医師又は看護職員若しくは補助従業者は専従で1以上	※1 利用者のサービス提供支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	※1 利用者のサービス提供支障がない場合、他の職務又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
設備	│ │ ○ ○サービス提供するため	めに必要な占有スペース(3㎡×合計	†利用定員)
基準	〇必要な設備・備品		
運営基準	Į	見行の介護予防通所介護とほぼ同様	

V-3 大阪市の介護予防ケアマネジメント

- ①介護予防ケアマネジメント(地域包括支援センター※)総合事業の訪問型サービス(サポート型訪問サービスを除く)、通所型サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで現行の介護予防支援に相当するもの ※居宅介護支援事業所への一部委託あり
- ②初回のみケアマネジメント(地域包括支援センター)総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス利用開始時のみ実施するケアマネジメント ※サービス終了時の際アセスメントの実施を含む

介護予防ケアマネジメントの概要

類型	①介護予防ケアマネジメント	②初回のみケアマネジメント		
対 象 者	〇要支援1又は2(要支援認定) 〇事業対象者(基本チェックリスト該当者)	〇要支援1又は2(要支援認定) 〇事業対象者(基本チェックリスト該当者)		
サービス 内 容	対象者が対象サービスを利用する際に実施するケアマネジメント (現行の介護予防支援と同様のケアマネジメント) ・アセスメントの実施 ・介護予防ケアプラン原案の作成 ・サービス担当者会議の開催 ・介護予防ケアプランの説明・同意・交付 ・毎月のモニタリングの実施 など	対象者が対象サービスを利用する際の初回のみ実施するケアマネジメント ・アセスメントの実施 ・アセスメント結果記録の作成 ・アセスメント結果記録の説明・同意・交付 ・サービス終了時の再アセスメントの実施 など		
対象サービス	 1 訪問型サービス ①介護予防型訪問サービス ②生活援助型訪問サービス ③サポート型訪問サービス(他のサービスと併用する場合) 2 通所型サービス ①介護予防型通所サービス ②短時間型通所サービス ③選択型通所サービス 	1 訪問サービス ③サポート型訪問サービス <u>(単独で利用する場合)</u>		
実施 方法	地域包括支援センターへの委託 ※地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託も可能	地域包括支援センターへの委託		
実施主体	〇地域包括支援センター 〇地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業者 ※一部委託の範囲は、一部委託契約の内容により異なる	〇地域包括支援センター		
基準	現行の介護予防支援と同じ	サービス担当者会議の開催、毎月のモニタリングの実施等の運営基準を緩和		
利用者負担	なし	なし		
支 払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払		

(参考) 利用するサービスとケアマネジメントの種類

和田本	利用するサービス		トマラカジョントの狂客	(会会) サービュー 「*	
利用者	予防給付	総合事業	ケアマネジメントの種類	(参考) サービスコード	
	0	0	介護予防支援(介護予防サービス計画)	4 6	
要支援者	0		介護予防支援(介護予防サービス計画)	4 6	
		0	介護予防ケアマネジメント	独自の4桁数字	
事業対象者		0	介護予防ケアマネジメント	独自の4桁数字	

介護予防ケアマネジメントの単価

- 〇「介護予防ケアマネジメント」「初回のみケアマネジメント」ともに、これまで同様に<u>月当たりの包括単価</u>とします。
- 〇 「介護予防ケアマネジメント」は、各種加算を含めて現行の介護予防支援と同等の単価設定とします。
- ○「初回のみケアマネジメント」は、サービス担当者会議の開催等の運営基準の緩和を行うが、サービス終了時の再アセスメントの実施を義務付けることにより、現行の介護予防支援と同等の単価設定とします。 ※各種加算は初回加算のみ算定可能
- 〇<u>1単位当たりの単価は、11.12円</u>
- 〇地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ、原案作成等の一部委託を行う場合の単価設定は、従前の介護予防支援と同等の単価設定としたい。(今後、地域包括支援センター運営協議会で検討) (参考)現行の介護予防支援の一部委託料: 4.207円(基本報酬 4.781円のうち)

(参考)介護予防支援		介護予防ケアマ	マネジメント	初回のみマネジメント	
〇基本報酬	430単位/月	〇基本単価	430単位/月	〇基本単価	430単位/月
〇各種加算 ・初回加算 ・介護予防小規模 事業所連携加算	300単位 多機能型居宅介護 300単位	〇各種加算 ・初回加算 ・介護予防小規模多 事業所連携加算	300単位 ·機能型居宅介護 300単位	〇各種加算 · 初回加算	300単位

V-4 サービスの併用等について①

〇訪問型サービスと通所型サービスの併用

1か月の中で、<u>訪問型サービスと通所型サービスを併用することは可能</u>です。 介護予防ケアマネジメントにおいて利用者の状態像に応じた適切なサービスを選択してください。

〇訪問型サービス同士の併用

- 1か月の中で、<u>複数の訪問型サービスを併用することはできません</u>。
- (例)介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスの併用はできません。
 - ※1か月の中で、身体介護のサービス提供と生活援助のサービス提供 が混在する場合は、サービス計画には、身体介護が含まれる介護予防型 サービスを位置づけてください。

〇通所型サービス同士の併用

- 1か月の中で、<u>複数の通所型サービスを併用することはできません</u>。
- ※ただし、<u>選択型通所サービスの複数のプログラムを併用することは可能</u>です。
 - (例1)介護予防型通所サービスと短時間型通所サービスの併用はできません。
 - ※1か月の中で、長時間のサービス利用と短時間のサービス利用が混在する場合は、サービス計画には、長時間のサービスである介護予防型通所サービスを位置づけてください。
 - (例2)選択型通所サービスの運動器の機能向上プログラムと口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを併用することは可能です。

V-4 サービスの併用等について②

〇サービスの併用の可否一覧表

		訪問型サービス		通所型サービス			
		介護予防型 訪問サービス	生活援助型 訪問サービス	サポート型 訪問サービス	介護予防型 通所サービス	短時間型 通所サービス	選択型 通所サービス
訪問型サービス	介護予防型 訪問サービス		×	×	0	0	0
	生活援助型 訪問サービス	×		×	0	0	0
	サポート型 訪問サービス	×	×		0	0	0
通所	介護予防型 通所サービス	0	0	0		×	×
型サービス	短時間型 通所サービス	0	0	0	×		×
	選択型 通所サービス	0	0	0	×	×	

〇選択型通所サービスのプログラムの併用の可否一覧表

	運動器の機能向上プログラム	口腔機能向上プログラム	栄養改善プログラム	
運動器の機能向上プログラム		0	0	
口腔機能向上プログラム	0		0	
栄養改善プログラム	0	0		

VI. 総合事業の対象者

Ⅵ-1 サービス事業の対象者

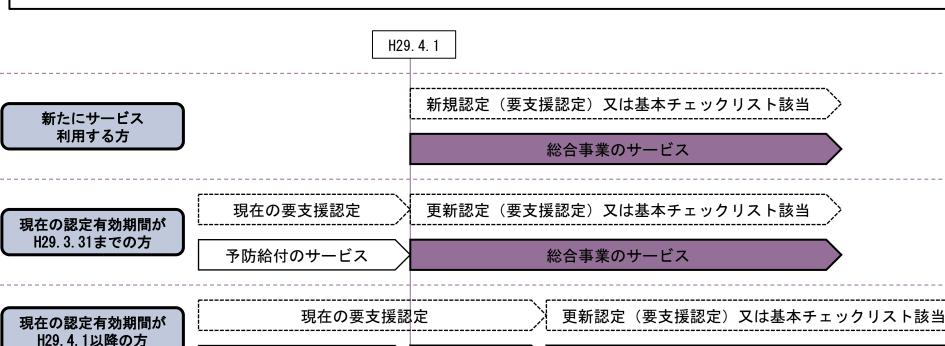
〇サービス事業の対象者

①要支援認定者:要支援1、2の認定を受けた方

②事業対象者 : 基本チェックリストを実施し事業対象者と

判断された方

(注)大阪市では平成29年4月1日から介護予防訪問介護、介護予防通所介護 は全て総合事業のサービスとして提供します。



総合事業のサービス

総合事業のサービス

予防給付のサービス

Ⅵ-2 基本チェックリストの実施①

〇基本チェックリストの実施対象者

- ①サポート型訪問サービス、選択型通所サービス(短期集中型サービス) のみの利用を希望する方
- ②要介護(要支援)認定の結果、「非該当」となった方
- ③その他、区役所保健福祉センター又は地域包括支援センターで必要と 認める方
- ※予防給付のサービスや上記①以外の総合事業のサービスの利用を希望 する場合は、従来どおり要支援認定申請を行う。

〇基本チェックリストの実施者

- ①区役所保健福祉センター職員 (保健師)
- ②地域包括支援センター職員

○基本チェックリスト実施の流れ

- ①高齢者が区役所保健福祉センター又は地域包括支援センターへ相談
- ②相談内容によって、基本チェックリストを実施
- ③高齢者が地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメントの契約
- ④地域包括支援センターが区役所へ「介護予防ケアマネジメント依頼 (変更)届出書」を提出
- ⑤区役所保健福祉センターが介護保険被保険者証を発行

WI-2 基本チェックリストの実施②

基本チェックリスト

No.		質問項目	(1=	答:該当)	
1	バス	や電車で1人で外出していますか	0 はい	1 いいえ	
2	日月	引品の買い物をしていますか	0 はい	1 いいえ	10項目 以上に
3	預防	P金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ	該当
4	友人	の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ	
5	家族	や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ	
6	階段	を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ	
7	椅子	に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ	運動
8	155	d 位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ	3項目以上 に該当
9	この	1年間に転んだことがありますか	1 はい	0 いいえ	
10	転任	卵に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ	
11	6か	月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ	栄養
12	身長	E cm 体重 kg (BMI=) II=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	1 18.5 未満	0 18.5 以上	2項目に該当
13	半年	前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ	口腔
14	お茶	や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ	2項目以上 に該当
15	Пσ	渇きが気になりますか	1 はい	0 いいえ	
16	週に	1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ	閉じこもり
17	昨年	と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ	No. 16に該当
18	周り	の人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1 はい	0 いいえ	認知機能
19	自分	で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ	1項目以上
20	今E	lが何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ	_
21		毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ	
22	Ē	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ	30
23	2	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ	2項目以上 に該当
24	週間	自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ	1
25	~	わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ	

Ⅵ−3 対象者と利用可能なサービス

○対象者と利用可能なサービス

以下の場合は、要支援認定が必ず必要となります。

- 予防給付のサービス(訪問看護や福祉用具貸与など)を利用 する場合
- 予防給付のサービスと総合事業のサービスを併用する場合
- 介護予防型訪問サービス(現行相当型)を利用する場合

サービス	予防給付			総合事業		
	訪問看護 訪問リハビリテーション		訪問型サービス	通所型サービス		
対象者	通所リハピ・リテーション 通所リハピ・リテーション 短期入所 福祉用具貸与 住宅改修 など	介護予防型訪 問サービス	生活援助型 訪問サービス	サポート型 訪問サービス	介護予防型 通所サービス ・ 短時間型 通所サービス	選択型 通所サービス
要支援認定者	0	0	0	0	0	0
事業対象者	×	×	Δ	0	Δ	0

※Δ:要支援認定を受けてサービスを利用している方については、対象となる利用者の状態像がより重度なサービス等に変更する場合を除き、 更新認定申請時に、認定更新申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することを可能としているため、基本チェック リストの実施を選択された方については、「事業対象者」としてサービスを利用することが可能です。(P43参照)

Ⅲ. 利用手続きについて

Ⅲ-1 サービス利用の手続き①

- ○大阪市では、サービス利用に当たって<u>客観的で公平・中立な視点で「要支援相当」であることを確認する</u>とともに、<u>医学的な視点を確保する</u>ため、継続的なサービス(※1)の利用を希望する方については、これまでと同様に**原則、要支援認定手続きを経る**こととします。
- ○<u>「サポート型訪問サービス」又は「選択型通所サービス」の利用</u>を希望する場合は、要支援認定手続きを経ることなく、基本チェックリストを実施し該当すれば、「事業対象者」(基本チェックリスト該当者)として、<u>サービス利用が可能です</u>。
- ○<u>認定更新時</u>においては、対象となる利用者の状態像がより重度なサービス等に変更する場合を除き、<u>認定更新申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択</u>することを可能とします。(※2)
 - ※ 「介護予防型訪問サービス」を利用する場合を除きます。
- 〇<u>「事業対象者」</u>には、要支援認定のような認定有効期間はなく、<u>被保険者証</u> に「事業対象者」と印字されます。(P93参照)
 - ※「事業対象者」は、有効期間がないため、更新認定申請のようなものはありません。
 - ※<u>「事業対象者」は、予防給付のサービスや総合事業の介護予防型訪問</u> サービス(現行相当型)は利用できません。

Ⅲ-1 サービス利用の手続き②

- ※1 原則、要支援認定手続きを経ることとなる継続的なサービスとは・・・
 - ・訪問型サービスのうち、介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス
 - ・通所型サービスのうち、介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス
- ※2 認定更新時に認定更新申請又は基本チェックリストの実施を選択できる ケースとは・・・

訪問型サービス		変更後						
		介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス	サポート型訪問サービス				
変	介護予防型訪問サービス	×	0	0				
更	生活援助型訪問サービス	×	0	0				
前	サポート型訪問サービス	×	×	0				

通所型サービス		変更後						
		介護予防型通所サービス	短時間型通所サービス	選択型通所サービス				
変	介護予防型通所サービス	0	0	0				
更	短時間型通所サービス	0	0	0				
前	選択型通所サービス	×	×	0				

Ⅲ-1 サービス利用の手続き③

新規でサービスを利用する場合 第1号被保険者(65歳以上の方) 相談 区役所・地域包括支援センター 基本チェックリスト 要介護•要支援認定 非該当 該当 事業対象者 非該当(自立) 要支援1~2 要介護1~5 ケアプラン作成 ケアプラン作成(地域包括支援センター)※ (居宅介護支援事業所) 予防給付サービス 介護給付サービス 総合事業のサービス 介護予防訪問看護 訪問介護 介護予防通所リハビリ 訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与 など 訪問看護 訪問リハビリ 通所介護 介護予防型訪問サービス 通所リハビリ 福祉用具貸与 など 生活援助型訪問サービス サポート型訪問サービス 介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス 選択型通所サービス 一般介護予防事業 (なにわ元気塾・いきいき百歳体操 などの地域の通いの場等)

Ⅷ一1 サービス利用の手続き④

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方) 新規でサービスを利用する場合 相談 区役所・地域包括支援センター 要介護・要支援認定 非該当(自立) 要介護1~5 要支援1~2 ケアプラン作成 ケアプラン作成(地域包括支援センター)※ (居宅介護支援事業所) 予防給付サービス 介護給付サービス 総合事業のサービス 介護予防訪問看護 訪問介護 介護予防通所リハビリ 訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与など 訪問看護 訪問リハビリ 通所介護 介護予防型訪問サービス 通所リハビリ 福祉用具貸与 など 生活援助型訪問サービス サポート型訪問サービス 介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス 選択型通所サービス

一般介護予防事業 (なにわ元気塾・いきいき百歳体操 などの地域の通いの場等)

Ⅲ-2 サービス利用に係る利用対象者の振分け①

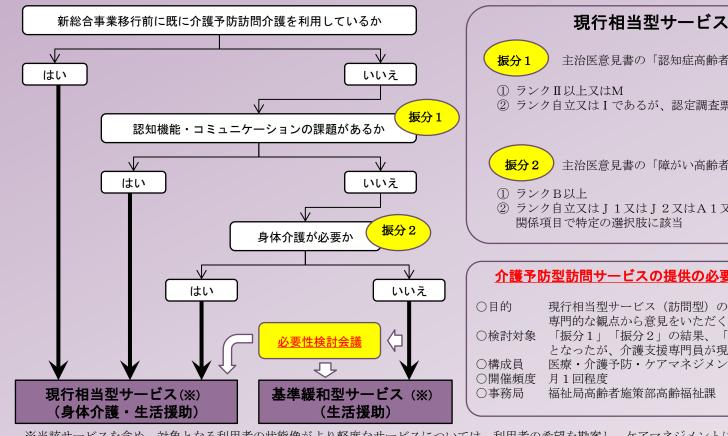
- ○<u>訪問型サービス</u>については、地域包括支援センターがサービス 利用対象者の状態像によって、「介護予防型訪問サービス(現行 相当型)」と「生活援助型訪問サービス(基準緩和型)」に<u>振り</u> <u>分けるプロセスを標準化し、サービス決定の客観性・中立性・</u> <u>公平性を確保</u>します。(※Ⅲ-2-②を参照)
- ○振分け項目には該当しないが、ケアマネジャーが「介護予防型 訪問サービス」の提供が必要と考える場合には、大阪市が開催 する「介護予防型訪問サービスの提供の必要性を検討する会 議」において多職種による専門的な観点から検討し、必要性に ついて意見をいただく。 (※Ⅲ-2-②を参照)
- ○<u>通所型サービス</u>については、<u>介護予防ケアマネジメントを通じ</u> て必要な支援の内容と時間(サービス類型)を決定します。
 - (例)・3時間以上の継続的な通所サービスの利用が必要 → 介護予防型通所サービス
 - ・1か月を通じて3時間未満の通所サービスの利用が必要 → 短時間型通所サービス
 - 短期間の集中的なトレーニングにより運動器の 機能向上や栄養改善、口腔機能向上が見込まれ、
 - サービス終了後は、自主的に継続的な取り組みが可能

サービス利用に係る利用対象者の振分け②

訪問型サービス

○介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

〇訪問介護員等による現行相当型サービス利用の必要性について、次のプロセスで利用者の状態像を確認し、市域全体で統一的な振り分けを行う



現行相当型サービスの振分けについて

主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

- ランクⅡ以上又はM
- ② ランク自立又は I であるが、認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当

主治医意見書の「障がい高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

② ランク自立又はJ1又はJ2又はA1又はA2であるが、認定調査票等の 関係項目で特定の選択肢に該当

介護予防型訪問サービスの提供の必要性について検討する会議のイメージ

現行相当型サービス(訪問型)の提供の必要性について、多職種による

○検討対象 「振分1」「振分2」の結果、「基準緩和型サービス」の利用がふさわしい

となったが、介護支援専門員が現行相当型サービスの提供が必要と考えるケース

医療・介護予防・ケアマネジメントの観点について専門的な知見を有する方

○開催頻度 月1回程度

福祉局高齢者施策部高齢福祉課

※当該サービスを含め、対象となる利用者の状態像がより軽度なサービスについては、利用者の希望を勘案し、ケアマネジメントにより利用が可能

通所型サービス

〇介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

3時間以上のサービス利用

3時間未満のサービス利用(1か月間を通じて)

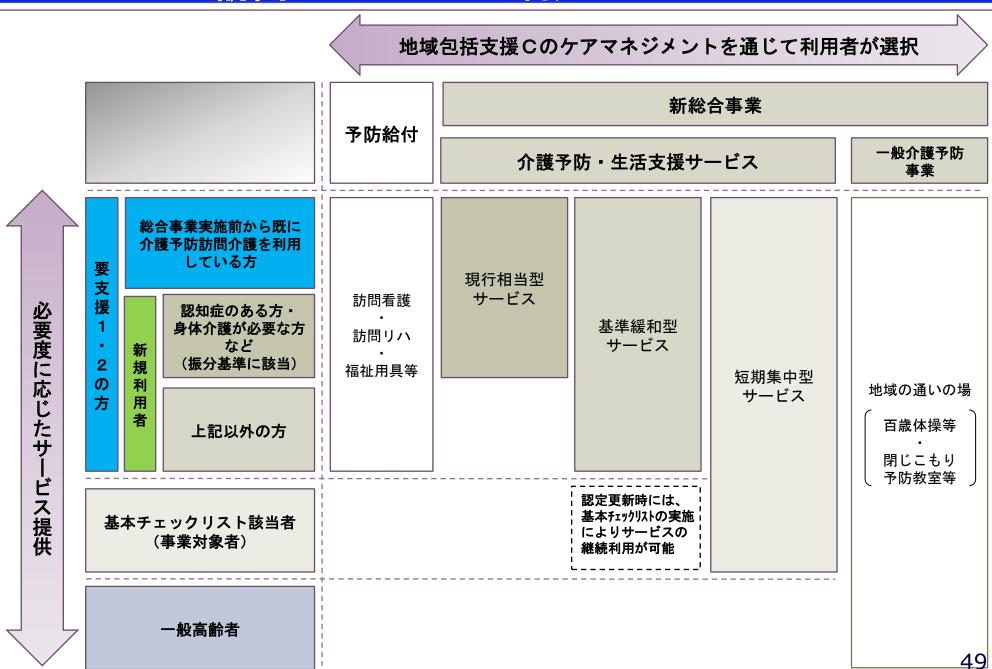
現行相当型サービス

基準緩和型サービス(短時間型)

(例)・サービスを初めて利用する際の慣らし利用

・入浴のみの利用

訪問型サービスの利用のイメージ



Ⅷ. 利用者負担について

Ⅲ一1 利用者負担割合

- ・訪問型サービス、通所型サービスともに<u>原則1割負担</u> <u>(一定以上所得者は2割負担)</u>とします。 ※現行の予防給付の利用者負担と同じ
- ・給付制限(保険料の滞納が続いた場合の措置)については、<u>重度化予防を図る</u>という総合事業の目的に鑑み、<u>当面、適用しない</u>こととします。

	利用する	サービス
	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	<u>給付制限なし</u>
事業対象者		給付制限なし



<mark>▼・介護給付・予防給付のサービスについては従来どおり給付制限が適用されます</mark>。

要支援者について、被保険者証に給付制限の記載がある場合、<u>予防給付のサービスは給付制限が適用され、総合事業のサービスは給付制限が適用されません</u>ので、<u>請求時にご注意ください</u>。

Ⅲ-2 区分支給限度額

- 訪問型サービス、通所型サービス(指定事業者のサービス)を利用する場合は、給付管理を行います。
- ・要支援1・2の方は、それぞれの区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理 します。
- 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方は、要支援1の区分支給限度基準額と同じ額の範囲内で、総合事業の給付管理を行います。

〇事業対象者 : 5,003単位

〇要支援1の方: 5,003単位

〇要支援2の方: 10,473単位

Ⅲ一3 利用者負担軽減

- ・低所得の方が引き続き安心してサービス利用できるよう、高額介護予防サービス費や高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業等を実施します。
- ・社会福祉法人等による利用者負担軽減、障がい者ホームヘルプ サービス利用者に対する支援措置事業は、国の通知に基づき介護 予防型サービスのみ実施します。

	介護予防型訪問サービス 介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス	生活援助型訪問サービス 選択型通所サービス
高額介護予防サービス費相当事業	0	0
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	0	0
社会福祉法人等による利用者負担軽減	0	×
障がい者ホームヘルプサービス利用者 に対する支援措置事業	0	×
利用者負担減免(災害・所得減少)	0	0

Ⅲ-4 日割り請求の適用について

- 〇予防給付からの変更点 (国の取扱い)
 - 介護予防訪問介護、介護予防通所介護
 - →月途中開始、終了の場合でも、月額包括報酬を算定

- 介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービス 介護予防型通所サービス、短時間型通所サービス
 - →<u>月途中開始、終了の場合、契約日、契約解除日を起算</u> 日として日割りで算定

※「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」(平成27年3月31日厚生労働 省事務連絡) I 資料9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」参照)

「月額報酬の日割り請求に係る適用について」

月額報酬対象サービス	ľ.	月途中の事由	起算日※2		
	2000	 区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日		
	20.00 and	 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約且		
	1 8	利用者との契約開始	契約日		
	開始	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日		
	1000	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日		
	85	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日		
介護予防・日常生活支援総 合事業		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日		
・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし)	8 20	 区分変更(要支援 I ⇔要支援 I) 区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日		
・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	 ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)		
	8	利用者との契約解除	契約解除日		
	絡	・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービス、独自)の場合。 場合)	サービス提供日の前日		
	20 S.C.C.	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日		
	1000	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 〈※1〉	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日		
	2000 2000 2000 2000	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療 養介護の入所(※1)	入所日の前日		

^{※1} ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に 転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

区. 事業者指定について

IX-1 総合事業のみなし指定

- 〇総合事業のみなし指定
 - 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第82号)附則第13条において、介護保険法上の総合事業の施行日の前日である平成27年3月31日において、「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、総合事業の訪問型サービス(第1号訪問事業)又は通所型サービス(第1号通所事業)の指定を受けたものとみなすことと規定されています。(みなし指定)
- 〇平成27年4月1日以降に新規指定を受けた事業所は、みなし指定の対象と なっていません。
- 〇総合事業のみなし指定事業所は、全国すべての市町村の総合事業の指定を受けたものとして取り扱われるため、平成30年3月31日までは特段の手続きを行わなくても、従来の介護予防サービス事業と同様に事業所所在地以外の市町村に居住する利用者に対しても、現行相当のサービスを提供することが可能です。
- ○<u>ただし、本市の総合事業への移行手続きにおいては、現在、「介護予防訪問</u> <u>介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、必ず、</u> <u>「簡易な申請」を行ってください</u>。(P60、61参照)

IX-2 総合事業の事業者指定

- 〇各市町村が基準緩和型サービスを実施する場合は、みなし指定事業所であっても、当該基準緩和型サービスを提供するためには新たに指定を受ける必要があります。
- ○平成27年4月1日以降に新たに「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所は、みなし指定の対象となっていないため、総合事業のサービス提供を行う場合、それぞれの市町村から総合事業のサービスの指定を受けなければなりません。
- 〇また、みなし指定の対象となる現行相当型サービスであっても、市町村がみなし指定の基準(従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準)と相違する基準を定めた場合は、当該基準に従って新たに事業者指定を受ける必要があります。
- 〇総合事業の指定の有効期限 大阪市では、原則として**新規指定日又は指定更新日から6年間**とします。 (経過措置については、P72~73を参照)

区-3 事業者指定の概要

- 「簡易な申請」(現在の事業者が総合事業の指定を受ける場合)
 - 〇現在、介護予防訪問介護の指定を受けている事業者が、介護予防型訪問 サービス(現行相当型)や生活援助型訪問サービス(基準緩和型)を する場合
 - 〇現在、介護予防通所介護の指定を受けている事業者が、介護予防型通所 サービス(現行相当型)や短時間型通所サービス(基準緩和型)を する場合



簡易な申請が必要。「<u>意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」</u> を平成28年11月末までに郵送(64ページ)

〇 事業者指定の手続きは複雑なので、次のページでよく確認してください。

事業者指定フロー(訪問)

60ページ

事業者指定フロー(通所)

61ページ

大阪市以外の自治体の利用者にサービスを行う場合 76ページ

※文中の申請手数料の扱いは平成28年10月4日の大阪市会本会議において正式に決定される予定で

9 。

区-4 事業者指定フロー(訪問)

現在、**介護予防訪問介護**の指定を受けている

受けていない

新しい総合事業の

- ①介護予防型訪問サービス(現行相当型)
- ②生活援助型訪問サービス(基準緩和型) の指定を受ける
- (①②どちらか一方の指定も可能)

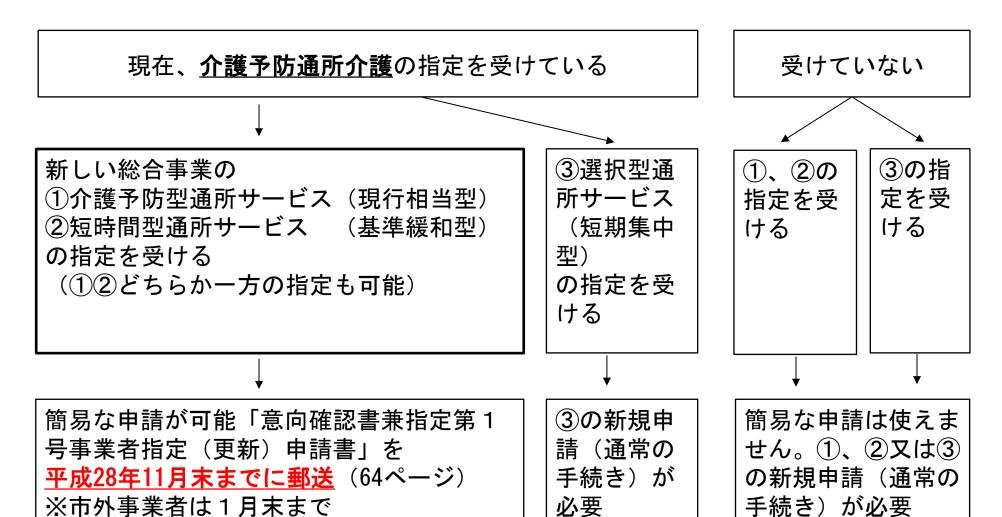
簡易な申請が可能「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」を <u>平成28年11月末までに郵送</u>(64ページ) ※市外事業者は1月末まで ③型ビ集大営ま指るきお訪ス中阪です定こまポ問(型市実のをとせーサ短)が施で受はんトー期は直し、けで

①、②の 指定を受 ける ③型ビ集大営ま指るきポ問(型市実のをとせーサ短)が施で受はんトー期は直し、けで

簡易な申請は使えません。①又は②の新規申請(通常の手続き)が必要

※このフローは大阪市内居住者にサービスを行う際のフローです。他の自治体の利用者 にサービスを行う際の扱いは76ページ

区-5 事業者指定フロー(通所)



※このフローは大阪市内居住者にサービスを行う際のフローです。他の自治体の利用者 にサービスを行う際の扱いは76ページ

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置①

【訪問型サービスについて】

- ○大阪市では、総合事業の実施に当たり、現行の介護予防訪問介護に相当するサービス (「介護予防型訪問サービス」)については、国の定める基準に本市独自の基準を取り入れるため、大阪市民に対するサービス提供に当たっては、平成29年4月1日以降は、区-1のみなし指定の適用はなくなります。
- 〇また、平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所は、IX-1の みなし指定の対象となっていません。
- 〇したがって、<u>大阪市民に対し介護予防型訪問サービスの提供を行う場合は、生活援助</u>型訪問サービスの提供を行う場合と同様に、新たに当該サービスの事業者指定を受けなければなりません。
- 〇そこで、総合事業への円滑な移行を図るとともに、指定事業者の事務負担を軽減する ため、**総合事業のサービス移行時の独自の経過措置**を導入します。

(経過措置の内容)

平成29年3月31日時点で「介護予防訪問介護」の指定を受けている全ての事業所について、総合事業のサービス提供(事業者指定)の意向確認を行い、サービス提供の意向のある事業者については、簡易な申請書類で指定手続きを行います。

※総合事業のサービス移行時の独自の経過措置に係る簡易な指定手続きにおいては、指定事務手数料は必要ありません。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置②

【通所型サービスについて】

- 〇現行の介護予防通所介護に相当するサービス(「介護予防型通所サービス」)については、IX-1のみなし指定により平成30年3月31日までの間はサービス提供が可能ですが、指定の有効期限が全事業所一律で平成30年3月31日までとなり、通所介護の指定を併せて受けている多くの事業所において指定更新の時期がずれてしまいます。
- 〇また、平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、IX-1の みなし指定の対象となっていません。
- 〇そこで、通所型サービスについても訪問型サービスの場合と同様に、総合事業への円滑な移行を図るとともに、指定事業者の事務負担を軽減するため、**総合事業のサービ**ス移行時の独自の経過措置を導入します。

(経過措置の内容)

平成29年3月31日時点で「介護予防通所介護」の指定を受けている全ての事業所について、総合事業のサービス提供(事業者指定)の**意向確認を行い、サービス提供の意向のある事業者については、簡易な申請書類で指定手続き**を行います。

※<u>総合事業のサービス移行時の独自の経過措置に係る簡易な指定手続きにおいて</u> は、指定事務手数料は必要ありません。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置③

- ○<u>「簡易な申請」</u>は、平成28年10月中旬以降に大阪市ホームページから「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」をダウンロードし、<u>必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、必ず郵送</u>してください。 (注意)市内の事業所と市外の事業所で郵送期限が異なります。
- ○「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」等の郵送期限
 - ・ 市内事業所・・・ 平成28年11月30日 (水) 必着
 - ・<u>市外</u>事業所・・・<u>平成29年1月31日(火)必着</u>
 - (注) <u>意向確認時に申請せず、平成29年4月1日以降に改めて提供を希望する場合は、新規指定として事業者指定手続き</u>を行っていただくこととなります。
 - ※介護予防型通所サービスは、平成30年4月1日以降
- 〇「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」により申請した内容に基づき、平成29年2月末ごろに、「指定書」を郵送で交付します。
- 〇なお、<u>選択型通所サービスは</u>、「総合事業の移行時の事業者指定の経過措置」の対応は行いませんので、全て<u>新規指定申請が必要</u>となります。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置④

- 〇総合事業移行時の事業者指定の経過措置において必要となる書類
- <大阪市内の事業所の場合>
 - ① 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」
 - ② 付表
 - ③ 誓約書
 - ④ 返信用封筒(住所、事業所名、指定事業者番号を記入し、切手貼付)
 - ※①~③の書類は、本市ホームページからダウンロードが可能です。 (ホームページへの掲載は10月中旬以降の予定です。)
- <大阪市外の事業所の場合>
 - ① 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」
 - ② 付表
 - ③ 誓約書
 - ④ 返信用封筒(住所、事業所名、指定事業者番号を記入し、切手貼付)
 - ⑤ 指定書の写し(介護予防訪問介護又は介護予防通所介護)
 - ⑥ 市町村間並びに国保連合会からの指定情報提供(各種加算の体制届出を 含む)に係る同意書
 - ※①~③、⑥の書類は、本市ホームページからダウンロードが可能です。 (ホームページへの掲載は10月中旬以降の予定です。)

IX - 6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑤

重要

- 〇「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」等を期日までに郵送 しなかった場合、
 - 平成29年4月1日以降、総合事業のサービスが提供できなくなります。(介護予防型通所サービスは平成30年4月1日以降)※仮にサービス提供しても報酬請求できません。
 - ・<u>平成29年4月1日以降(介護予防型通所サービスは平成30年4月1日以降)に改めて提供を希望する場合は、新規指定として事業者指定手続き</u>を行っていただくこととなります。
 - 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」による指定申請については、指定事務手数料は必要ありません。
- ○<u>平成29年4月1日以降も総合事業のサービスの実施を</u> 希望する場合は、必ず、期日までに「意向確認書兼指 定第1号事業者指定(更新)申請書」等を郵送してく ださい。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑥

14		٠
工土		_
17末	I	١.

意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書

旭		

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の職・氏名

・申請される法人の情報を記載のうえ、必ず押印願います。

介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に係る指定又は、第115条の45の6第1項の規定による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

介質	探險事業所番号	2 7								
71	ガナ							00000		
**	9万名称									
担当	省在 名							0		
细曲	者の連絡先	电动器号					FAX番号			
既にサー	指定を受けている -ビス権制	放当する ものにO	0.117	設定を受 対指定年	8		既に指定を! 事業の指定す			
权	介護干伪部間介護			4	Ħ	Ħ	年	л	Ħ	
591	企業子供通用企業			Au	-	В	deci	44	В	

- 申請するもの 指定を受けようとする事態の種別 全てに〇 介護予防型欧門サービス 現行相当型サービス 第1号訪問事業 生活援助型助団サービス 基準観和型サービス 申請をしない ※別途、事業所の廃止手続きが必要 28 介護予防型通所サービス 奥打相当型サービス 第1号通师事务 短時間型通所サービス 基準額和型サービス
- 備考 1 本申請番は、介護保険事業所备号ごとに創業し、提出すること。

申請をしない

2 「他定(更新)を受ける事業所」欄には、現在介護予防制使介護又は介護予防過所介護の指定を受けている事業所で、平成39年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の第1号結所事業又は第1号通所事業の指定を受けようとする事業所について影響すること。

心別途、事業所の廃止手続きが必要

- 3 第一倍在地で間じ介護保険事業所番号で介護予切取別所予護と介護予防過系介護の指定を受けている場合は、向力について 収載すること。
- 4 「指定(更新)を申請する事業」機には、今回申請する介護予値・日常生活支援総合事業の機能について、額当するものに「〇」を配入すること。
- 5 「指定(更新)を申請する事業」については、介護予防部所介護の指定を受けている事業所は、第1号部所事業の各サービスについてのみ申請が可能で、介護予防部所介護の指定を受けている事業所は、第1号連所事業の各サービスについてのみ申請が可能です。
- 6 今回の指定申請に際して、各種知算の変更を希望する場合は、本申請書とは別に各種知算の変更届け出を行うこと。

- ・今回、総合事業に移行する事業所の情報を記載してください。
- ・<u>同一所在地で同じ事業所番号</u>で介護予防訪問介護と介護予防通 所介護の指定を受けている場合は、1枚の申請書で両方のサー ビスの申請をあわせて行ってください。

(66ページ記載例①参照)

- ・介護予防訪問介護事業者は、 「介護予防型訪問サービス」「生活援助型訪問サービス」から 提供を希望するサービスを全て選択してください。 (両方のサービスを選択することも可能です。)
- ・介護予防通所介護事業者は、 「介護予防型通所サービス」「短時間型通所サービス」から 提供を希望するサービスを全て選択してください。 (両方のサービスを選択することも可能です。)
- (注1) 選択した(「O」をした)サービス以外は提供できません。
- (注2)「申請をしない」を選択することは、今後サービス提供を 行わないという意思表示となります。 その場合でも意思確認のため、必ず「意向確認書兼指定 第1号事業者指定(更新)申請書」を送付してください。

区一6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑦

[記入例 (D)

介護予防訪問介護と介護予防適所介護を同一所在地で同じ介護保険事業所獲号で指定を受けている事業所が、 総合事業の全てのサービスの実施を希望する場合

黨向確認要被指定第1号事業者指定 (更新) 申請書

平成28年11月30日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の職・氏名

大阪市北区中之島1丁目3-20 〇〇法人 大阪市福祉局 理事長 大阪 一郎

介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の機定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定第 1 号事業に係る指定又 は、第115条の46の6第1項の規定による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

	護保險事業所番号		0 0 0 0 0	0 1			
7	リガナ	オオサカジ	ジギョウショ				
*	東所名件	大阪市福祉局介護サービス事業所					
捆	当者氏名	大阪 大阪	ß				
椒	当者の連絡先	电热雷号	06-1234-5678	FAX番号	06-1234-5678		
	に指定を受けている ービス種別	数当する ものに〇	既に指定を受けている 事業の指定年月日	既に指定を5 事業の指定者	Tariff Control of the		
78	介護子的熱性介護	0	学成25年11月1日	甲戌31年	10月21日		
91	介護予防通所介護	0	平成25年11月1日	平成計年	10月31日		

指定(更新)を申	撤定を受け	ようとする事業の種別	申請するもの 全てにO	
		介護予防型説明サービス	0	現庁相当型サービス
	第1号動簡事業	生活援助控制制サービス	0	基準級和型サービス
		中請をしない		※別途、事業所の廃止平続きが必要
博士		介護予防型通所サービス	0	現庁相当型サービス
ō #	第1号通所事業	短時間型通所サービス	0	基準額和型サービス
業		申請をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要

- 保考 1 本中情報は、介護保険事業示器をごとに記載し、提出すること。
 - 2 (指定(重新)を受ける事業所」構には、現在分籍子切断制介護又は介護予防治所介護の指定を受けている事業所で、平 成 29 年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の第1号的防事業又は第1号適所事業の指定を受けようとする事業所 について初散すること。
 - 3 同一所充治で同じの情保険事業所番号で介護予説的総介簿と介護予防事所介護の指定を受けている場合は、同方について 知動すること。
 - 4 「推定(更新)を申請する事業:機には、今回申請する今鐘予防・日常生態支援総合事業を権別について、数当するもの
 - 5 指定(更新)を申請する事業」については、介護予能は関介護の指定を受けている事業所は、第1号動団事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防適所介護の指定を受けている事業所は、第1 外通所事業の各サービスについて のみ申請が可能です。
 - 6 今回が指定(更新)申請に関して各種加算の変更を希望する場合は、本申請書とは別に各種加算の変更結け出を行うこと。

[電法例 ②]

介護予防訪問介護と介護予防適所介護を同一所在地で同じ介護保険事業所番号で指定を受けている事業所が、 介護予防型防閉サービス (銀行の介護予防訪問介護相当) と介護予防型連席サービス (銀行の介護予防連所介護相当) のみの実施を希望する場合

意向確認養兼指定第1号事業者指定(更新)申請書

平成25年11月30日

大阪市長 標

申請者 名称

主たる事務所の所在地 大阪市北区中之島1丁目1-20 〇〇法人 大阪市福祉局

理事長 大阪 一郎 代表者の様・氏名

介護保険医第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に係る相定又 は、第115条の 低の6第1項の規定による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

R	介護保険事業所容号		2	7	0	0	0	0	0	0	0	1				
2	y	ガナ	नेन	オオサカシフクシキョクカイゴサービスジギョウショ												
#	事業所名称		大服	大阪市福祉場介護サービス事業所												
49	4	者氏名	大銀	銀 太郎												
19	担当者の連絡先		相話番号 06-1234-56		4-567	678		F	FAX番号 06-1234-1		5678					
		指定を受けている ビス種別	放当もの					受けて 手月日	118					上けて (効果)		
-	1	介護予防部間升護	C)			平成	25 年	11 8	18	1	中成 3	1#	10月	11 8	
90	ı	介護子防衛所介護	0	5	T		単級:	活年	11 月	18		100 3	作	10月	118	

指定を受け	指定を受けようとする事業の種別		
	介護予防型助問サービス	0	現行和当型サービス
第1号助照事業	生活援助党助団サービス		基準線和型サービス
	中族をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要
-	介護予防影通所サービス	0	現行和当型サービス
第1号通行事業	短時間型連所サービス		基準模和型サービス
	申請をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要

- 個考 1 本申請書は、介護保険事業所番号ごとに記載し、提出すること。
 - 2 「指定(更新) も受ける事業所」構には、現在介護予禁動団介護又は介護予防温料介護の根皮を受けている事業所で、本 成29年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の第1号動師事業又は第1号通用事業の根定を受けようとする事業所 たついて記載すること。
 - 3 第一所在地で同じ介護保険事業所等号で介護予防助総介護と介護予防事所介護の機能を受けている場合は、則方について 影響すること。
 - 4 「指定(更新)を申請する事業」構には、今回申請する介護予防・非常生活支援総合事業の確別について、該当するもの に「〇」を飲入すること。
 - 5 「指定(更新)を申請する事業」については、今種予防制限介護の指定を受けている事業所は、第1号動団事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防連所介護の指定を受けている事業所は、第1号連所事業の各サービスについて のみ申請が可能です。
 - 6 今回の指定(更新) 申請に謀して各種知算の変更を希望する場合は、本申請書とは形に各種知算の変更展け出を行うこと。

区-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置®

[BLA/H (3)]

介護予防訪問介護の指定を受けている事業所が、介護予防型訪問サービス(漢行の介護予防訪問介護相当)と 生活援助型訪問サービス (基準緩和型サービス) の両方の実施を希望する場合

意向確認書被指定第1号事業者指定(更新)申請書

平成25年11月30日

大阪市長 標

生たる事務所の刑在地 申請者 名称

大阪市北区中之島1丁目3-20 〇〇法人 大阪市福祉局

代表者の職・氏名

理事長 大阪 一部

介護探險法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生法支援総会事業の指定第1長事業に係る指定又 は、第115条の45の6第1項の機定による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

Ī	介理	經濟事業所書号	2 7	0 0 0 0 0	0 2					
İ	フリ	ガナ	オオサカシ	オオサカシフクシキョクヘルパーステーション						
I	**	9 55年	大阪市福祉美へルバーステーション							
Ì	in e	着氏名	大阪 大阪	8						
I	担当者の連絡先		電訊計号	08-1234-5678	FAX番号 06-1234-5678					
		指定を受けている -ビス種別	該当する ものにO	語に指定を受けている 事業の指定年月日	既に指定を5 事業の指定を	The second secon				
	FR	介護予防動間介護	0	平成25年11月1日	平成31年	10月31日				
	91	介護予防道所介護		4 л в	年	л в				

指定を受け	ようとする事業の機能	申請するもの 全てに〇			
	介護予防型制物サービス	0	現打相当型サービス		
第1号動物事業	生活援助型団関サービス	0	基準統和型サービス		
	中族をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要		
	介護予防型通所サービス		現行和当型サービス		
第1号通师事業	畑時間型通所サービス		基準緩和型サービス		
	中請をしない		校別途、事業所の廃止手続きが必要		

- 備考 1 本中請書は、介護保険事業所委号ごとに犯難し、抵出すること。
 - 3 「指定(更新)を受ける事業所、機には、保存分債予的前限分債又は介債予防適所介債の指定を受けている事業所で、平 成29年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の施1号的総事業又は第1号通所事業の指定を受けようとする事業所 について影響すること。
 - 3 間一折在地で間じ介護保険事業所番号で介護予助計開介護と介護予助適所介護の指定を受けている場合は、向力について
 - 4 「指定(更新)を申請する事業:機には、今回申請する介護予請・自常生死支援総合事業の確別について、額当するもの に「O」を飲入すること。
 - 5 7指定(更要)を申請する事業」については、介護予防助助介護の指定を受けている事業所は、原1 号助団事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防運形介護の程定を受けている事業所は、第1号連号事業の各サービスについて のみ年間が可能です。
 - 6 今回の報定(更新)申請に期して各種加算の変更を希望する場合は、本申請書とは知じ各種加算の変更用け出を行うこと。

介護予助訪問介護の指定を受けている事業所が、介護予防型訪問サービス(現行の介護予防訪問介護相当)のみの 実施を希望する場合

意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書

平成28年11月30日

大阪市長 権

またる事務所の原在地 中間者 名称

代表者の職・氏名

大阪市北部中之島1丁目3-20 〇〇法人 大阪市福祉局

班事長 大阪 一部

介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の樹定第1号事業に係る樹定又 は、第115条の45の6第1項の機能による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま di.

1	介額	伊纳事業所掛号	2 7	Đ	0	0	0	0) !	0	0	2				
	フリ	ガナ	オオサカシ	オオサカシフクシキョクヘルバーステーション												
-	##	2 所名称	大阪市福祉局へルパーステーション													
	in H	者氏名	大阪 太郎	大阪 太郎												
	担当者の連絡先		电热器号	电热器号 06-1224-5678			FAX番号 05-1234-6			678						
1		指定を受けている ・ビス種別	放出する ものに〇	100		走を			8					対すて	を	
	TIE.	介護子防防門介護	0			平成	25 4	11 .	用1	B	3	- m	1 44	10 月	31 B	
Л.	91	介護干防道所介護					¥	я		В		- 9	¥	л	Ħ	

権定を受け	ようとする事業の権例	申請するもの 全でにO			
	介護予防型防閉サービス	0	現行和当型サービス 基準級和型サービス		
第1号的时事施	生活援助型訪問サービス				
	中請をしない		等別途。 事業所の廃止手続きが必要		
	介護予防型連携サービス		現行相当型サービス		
第1号通所事業	知時間型通所サービス		基準機和型サービス		
	申請をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要		

- (情等 1 本中課書は、介護保険事業所参与ごとに記載し、提出すること。
 - 2 「指定(更新)を受ける事業所、職には、保在の債子助助助介護又は介護予助適所介護の指定を受けている事業所で、平 成35年4月1日以降に介護予防・日常生活総会事業の第1号物制事業又は第1号連携事業の指定を受けようとする事業所 について知識すること。
 - 3 周一所在地で同じ介護保険事業所番号で介護予助助助介護と介護予助通所介護の指定を受けている場合は、何力にペルで 影響すること。
 - 4 「推定(更新)を申請する事業 機には、今回申請する介護予防・日常生放支援総合事業の機別について、該当するもの 25 行当 参加大学のこと。
 - 5 「胎定(更新)を申請する事業」については、介護予促剤団介護の指定を受けている事業所は、第 1 号動物事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、第1 号通外事業の各サービスについて めみ申請が可能でも、
 - 6 今回の指定(更新)申請に悪して各種知算の変更を希望する場合は、本申請書とは別に各種知算の変更期け出を行うこと。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置

【形入例:(3)】

介護予防適所介護の指定を受けている事業所が、介護予防型適所サービス(銀行の介護予防適所介護相当)と 知時間型適所サービス(基準緩和型サービス)の両方の実施を希望する場合

意向確認養被指定第1号事業者指定(更新)申請書

平成25年11月30日

大阪市長 標

生たる事務所の刑在地 申請者 名称

大阪市北区中之島1丁目3-20

〇〇法人 大阪市福祉局 代表者の職・氏名

理事長 大阪 一部

介護保険法第115条の45の5第1場の規定による介護予防・日常生活支援総会事業の指定第1号事業に係る指定又 は、第115条の45の6第1項の機定による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

_	東洋映事業所書号	2 7	0 0 0 0 0	0 3					
	リガナ	- darres - min	オオサカシフクシキョクデイサービスセンター 大阪市福祉馬デイサービスセンター						
in	当者氏名	大阪 大阪	8						
100	当者の連絡先	電話番号	08-1234-5678	FAX番号 06-1234-5678					
既	に相定を受けている ービス種別	放当する ものに〇	語に指定を受けている 事業の指定年月日	既に指定を5 事業の指定者	The second secon				
FR	介護予防動而介護		4 Л В	ggs.	я в				
91	介護予防循所介護	0	平成25年11月1日	平成31年	10 A 31 B				

指定を受け	ようとする事業の機別	申請するもの 全てに〇	
	介護予防型動物サービス		現け相当型サービス
第1号動簡事棄	生活援助型試開サービス		基準線和型サービス
	中請をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要
	介護予防型通所サービス	0	現行和当型サービス
第1号通所事業	畑時間型通所サービス	0	基準線和型サービス
	中請をしない		校別途、事業所の廃止手続きが必要

- 備考 1 本中請書は、介護保険事業所委号ごとに犯難し、抵出すること。
 - 3 「指定(更新)を受ける事業所、機には、保存分債予的前限分債又は介債予防適所介債の指定を受けている事業所で、平 成29年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の施1号的総事業又は第1号通所事業の指定を受けようとする事業所 について影響すること。
 - 3 間一折在地で間じ介護保険事業所番号で介護予助計開介護と介護予助適所介護の指定を受けている場合は、向力について
 - 4 「指定(更新)を申請する事業:機には、今回申請する介護予請・自常生死支援総合事業の確別について、額当するもの に「O」を飲入すること。
 - 5 7指定(更要)を申請する事業」については、介護予防助助介護の指定を受けている事業所は、原1 号助団事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防運形介護の程定を受けている事業所は、第1号連号事業の各サービスについて のみ年間が可能です。
 - 6 今回の報定(更新)申請に期して各種加算の変更を希望する場合は、本申請書とは知じ各種加算の変更用け出を行うこと。

【能入例:由】

介護予防通所介護の指定を受けている事業所が、介護予防型通所サービス (調行の介護予防通所介護相当)のみの 実施を希望する場合

意向確認審兼指定第1号事業者指定(更新)申請書

大阪市長 標

平成28年11月30日

生たる事務所の刑在地 申請者 名称

大阪市北区中之島1丁目3--20 〇〇法人 大阪市福祉局

代表者の職・氏名 理事長 大阪 一郎

介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総会事業の相定第1長事業に係る相定又 は、第115条の45の6第1項の機能による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

¥.	介護保險事業所書号		2 7	0 0 0 0 0	0 3					
E	フリ	ガナ	オオサカシ	オオサカシフクシキョクディサービスセンター						
9	45	B 所名称	大阪市福祉局デイサービスセンター							
1	in e	着氏名	大阪 大阪	ß						
-	担当者の連絡先		电热器号	電話計号 06-1234-5678		06-1234-6678				
-	既にサー	指定を受けている -ビス種別	放当する ものに〇	語に指定を受けている 事業の協定年月日	既に指定を5 事業の指定を	TO 10				
	FR	介護予防動間介護		年 月 日	ele:	я в				
	91	介護予防道所介護	0	平成25年11月1日	平成31年	10 A 31 B				

指定を受け	ようとする事業の機別	中請するもの 全てに○	
	介護予防型動物サービス		現行和各型サービス
第1号動閉事棄	生活機動型連結時サービス		基準線和型サービス
	中請をしない		※別途、事業所の廃止手続きが必要
	介護予防型通所サービス	0	現行相当型サービス
第1号通师事業	短時間型通所サービス		基準線和型サービス
	中議をしない		後別途、事業所の廃止手続きが必要

- 備考 1 本中請書は、介護保険事業所委号ごとに犯載し、提出すること。
 - 2 「指定(更新)を受ける事業所、機には、保存介護予防制限介護又は介護予防適所介護の指定を受けている事業所で、平 成29年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の原1号的照事業以は第1号通所事業の指定を受けようとする事業所 について影響すること。
 - 3 間一折在地で間じ介護保険事業所番号で介護予助計開介護と介護予助適所介護の指定を受けている場合は、向力について
 - 4 「投定(更新)を申請する事業」機には、今回申請する介護予防・自常生所支援総合事業の確別について、該当するもの に「〇」を飲入すること。
 - 5 「指定(更要)を申請する事業」については、介護予防助師介護の指定を受けている事業所は、原 1 号助師事業の各サー ビスについてのみ申請が可能で、介護予防運所介護の程定を受けている事業所は、第1 号通安事業の各サービスについて のみ申請が可能です。
 - 6 今回の報定(更新)申請に期して各種知識の変更を希望する場合は、本申請書とは別に各種知識の変更用け出を行うこと。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑩

【起入例 ②】

介護予防訪問介護と介護予防通所介護を同一所在地で同じ介護保険事業所書号で指定を受けている事業所が、 平成29年4月1日以降、要支援者に対する訪問サービスも進所サービスも全て実施しない場合

意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書

平成28年11月30日

大阪市長 様

主たる事務所の所在地 申請書 名称 代書者の職・氏名

主たる事務所の所在地 大阪市北区中之島1丁目3-20

〇〇油人 大阪市福祉局

順事長 大阪 一郎

1

介護保険法第115条の45の5第1項の機能による介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に係る指定及 は、第115条の45の6第1項の機能による指定第1号事業に係る指定の更新を受けたいので、以下のとおり申請しま

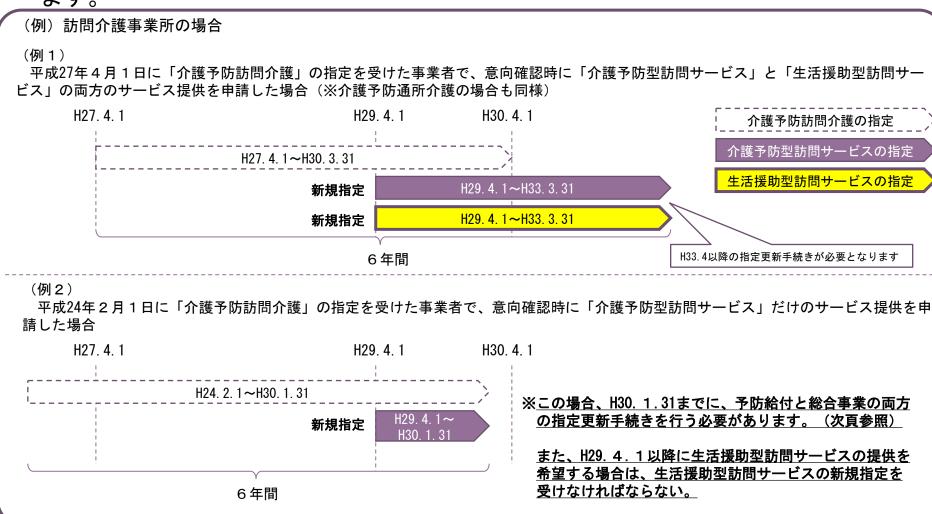
	數學除事業所書号		0 0 0 0 0	0 1					
7	リガナ	オオサカジ	rサカシフクシキョクカイゴサービスジギョウショ						
\$ 7	新州名称	大阪市福祉場介護サービス事業所							
概	5者氏名	大阪 大郎	大阪 太郎						
ma	当者の連絡先	電訊番号	06-1234-5678	FAX銀号	06-1234-6	06-1234-5676			
	に指定を受けている −ビス種別	鉄当する ものに〇	既に指定を受けている 事業の指定年月日	既に指定を5 事業の指定を	The second second second				
fil	介護予防制能介護	0	平成25年11月1日	甲酰训华	10月31日				
99	介護予防通所介護	0	平成25年11月1日	學成別年	10月31日				

指定	指定を受け	ようとする事業の機制	中請するもの 全てにO	
Ţ		介護予防型制御サービス		現行相当型サービス
新	第1号訪問事業	生活援助型制筒サービス		基準線和型サービス
企申請		中間をしない	0	※登論、事業所の廃止手続きが必要
+		介護予防型通所サービス		現行和当型サービス
*	第1号通所事業	短時間型通所サービス		基準緩和型サービス
*		申請をしない	0	小型店、事業所の廃止手続きが必要

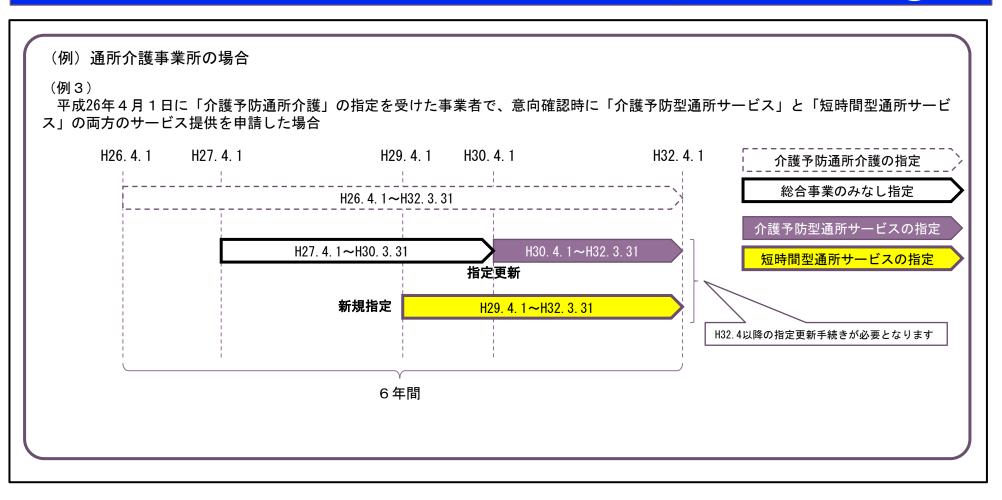
- 備考 1 本申請書は、介護保険事業所番号ごとに影覧し、提出すること。
 - 2 「独定(更新)を受ける事業所、確には、疾在介護予約数配介護又は介護予除途所介護の指定を受けている事業所で、平 成29年4月1日以降に介護予防・日常生活総合事業の第1号数別事業又は第1号通所事業の指定を受けようとする事業所 につみて存載すること。
 - 3 第一所在地で同じ介護実施事業所番号で介護予防動間介護と介護予防過光介護の撤定を受けている場合は、両力について 収載すること。
 - 4 「指定(更新)を申請する事業」構には、今知申請する介護予防・日常生度支援総合事業の機のについて、該当するものについて、該当するものに「CL」を配入すること。
 - 5 活在と(更新)を申請する事業」については、介護予防助助力機の指定を受けている事業的は、第1号動所事業の各サービスについてのみ申請が可能で、介護予防連防力機の指定を受けている事業所は、第1号適所事業の各サービスについてのみ申請が可能です。
 - 6 今回の後近(更新)中間に際して各種加算の変更を希望する場合は、本中間書とは別に各種加算の変更届け出を行うこと。

IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置⑪

〇「総合事業移行時の事業者指定の経過措置」による指定の有効期間 平成29年4月1日(介護予防型通所サービスは平成30年4月1日)から、現行の 「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定日から起算し、6年間とし ます。



IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置®



IX-6 総合事業移行時の事業者指定の経過措置®

- 〇平成29年3月31日までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定更新 時期を迎える事業所
 - 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は更新申請が必要
 - ・ただし、更新申請による介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定の 有効期限は、みなし指定の有効期限と同様に、一律で平成30年3月31日
- ○<u>平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の新規指定を受ける市内の事業所は、指定後速やかに、「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」に必要事項を記</u>入のうえ、必要書類を添えて郵送してください。

(参考)総合事業への移行について

- 〇総合事業では、従来の予防給付と違い、利用者の保険者ではなく、当該利用 者が居住する市町村の取扱いに従うこととなります。
- 〇大阪市では、平成29年4月1日から全ての大阪市民へのサービスについて、 総合事業のサービスに一斉に移行します。
- 〇市町村によっては、被保険者の要支援認定の更新時から、順次、総合事業の サービスに移行するところもあります。(※)

<利用者の区分とサービスの関係>

	利用者の区分	H29. 4. 1 ~H30. 3.31	H30. 4. 1 ∼
大阪市民	大阪市の被保険者	大阪市の総合事業	大阪市の総合事業
(住民票が大阪市)	他市町村の被保険者 (住所地特例※1)	大阪市の総合事業	大阪市の総合事業
他市町村の住民 (住民票が他市町村)	大阪市の被保険者(住所地特例※1)	予防給付 又は (※2) 他市町村の総合事業	他市町村の総合事業
	他市町村の被保険者	予防給付 又は (※2) 他市町村の総合事業	他市町村の総合事業

- ※1 住所地特例とは、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所若しくは一時的に 転居のうえで利用等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置
- ※2 要支援認定の更新時から順次、総合事業のサービスに移行する市町村においては、認定更新までは予防 給付を、認定更新以降は当該市の実施する総合事業のサービスを利用します。

区-7 他市町村のサービスとの関係

- 〇府内、他府県を問わず、他市町村の住民に総合事業のサービスを提供する場合、<u>当該市町村ごとに総合事業のサービス内容が異なる</u>ため、<u>それぞれの市</u>町村から事業者指定を受ける必要があります。(例:隣接する市町村の住民にサービス提供をする場合など)
- 〇平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けていた、みなし指定(IX-1)の効力を有する事業所であっても、他市町村の住民に総合事業のサービスを提供する場合は、現行相当型サービスは当該市町村に届出等を、基準緩和型サービスは当該市町村から指定を受ける必要がありますのでご注意ください。
- 〇<u>他市町村の住民に対し、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスを</u> 提供している事業所は、それぞれの市町村にサービス内容や指定基準、事業 者指定手続き等についてお問い合わせください。
- 〇他市町村においても、指定事業者向け説明会の開催を予定していて他市に所 在する事業所の参加を可能としているところもありますので、それぞれの市 町村の担当者にご確認ください。

IX-8 指定申請・更新申請手数料について(案)

- 〇大阪市では、平成26年10月から居宅介護サービス事業者等の新規指定申請及 び指定の更新申請について、手数料を徴収しています。
- 〇総合事業のサービスについても、新規指定申請及び指定の更新申請に当たっては、**従来と同様に手数料を徴収する予定です**。
- 〇ただし、<u>総合事業移行時の事業者指定の経過措置</u>として、平成29年3月31日時点で「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている 大阪市内に所在する全ての事業所については、<u>簡易な指定申請手続き</u>を行いますので、手数料は徴収しない予定です。
- ○他市町村に所在する事業所で、平成29年3月31日時点で「介護予防訪問介 護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けている場合は、大阪市内の事業 所と同様に、総合事業移行時の事業者指定の経過措置として簡易な指定申請 手続きを行いますので、重複しては手数料を徴収しない予定です。
- 〇手数料の額については、確定次第、本市ホームページに掲載しますので、ご 確認ください。

IX-9 選択型通所サービスの新規指定手続きについて①

〇第1号通所事業(選択型通所サービス)を行う事業者の指定について

(1) 指定申請にあたって

- ・第1号通所事業(選択型通所サービス)を実施するためには、大阪市通所型サービス(第1号通所事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていることが条件となります。
- ・指定申請を行う前に、必ず基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能 かどうか判断のうえ申請を行ってください。

(2) 指定を受けるための要件について

- ①法人であること
- ②指定日時点で基準を満たしていることが確実と見込まれること
- ③基準に従って適正な事業運営ができること
- ④「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」第11条第3項第3号から第13 号までの欠格条項に該当していないこと

(3) 指定までの流れ

- ①事前協議予約→ ②事前協議→(不備に係る補正)→ ③事前協議書類の受理
- → ④建物の建築・改修着手→ ⑤指定前研修予約申し込み→ ⑥指定前研修→
- ⑦指定申請予約→ ⑧指定申請(審査事務手数料の納付を含む)
- → (建物の完成、人員・設備・備品の確保完了) → ⑨審査事務→ ⑩現地調査
- → ⑪指定時研修→ ⑫事業開始

IX-9 選択型通所サービスの新規指定手続きについて②

(4) 事前協議の受付等

- ・第1号通所事業にかかる事前協議は、平成28年11月1日(火)より実施しますので、事前に電話にて来庁日を予約してください。
- ・なお、<u>事業開始が、平成29年4月1日の場合は、平成28年12月28日頃までに事前協議を完了する必要がありますので、予約日は、書類に不備があった場合の補正期間を考慮し余裕をみて決めてください</u>。

(5) 事前協議に必要な書類について

- ①事業計画・企画書(協議様式1)
- ②整備チェックリスト(協議様式2)
- ③都市計画法上の確認事項及び都市計画局建築確認課との協議事項(協議様式3)
- ④消防署との協議記録(協議様式4)
- ⑤土地及び建物の図面(改修・新築の計画図面)

【建物の図面について】

- 各室の名称及び面積を記載してください。
- ・面積の計算根拠となる寸法を記載し、内法をマーカー等で囲ってください
- ⑥近隣の住宅地図等(施設周辺の様子がわかるもの)
- ⑦現況の写真(A4台紙に貼付又はカラー印刷してください)
- ⑧土地及び建物登記簿謄本(新築の場合、建物登記簿謄本を除く)
- ⑨建物の賃貸借契約書(案)の写し
 - ※建物が申請法人所有で、土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書(案)の写し

IX-9 選択型通所サービスの新規指定手続きについて③

(6) 事前協議の予約連絡先

予約開始日:<u>平成28年10月17日(月)から随時</u>受け付けます。

電話: <u>06-6241-6321、6550</u><午前9時~午後5時30分(土・日・祝日を除く)> 事前協議の場所:

〒541-005

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号(船場センタービル7号館3階) 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ)総合事業担当

(7) 指定前研修について

- ・指定前研修とは 指定基準や、指定申請書の作成における留意事項、指定後の各種手続きに関係す ること等を説明します。指定申請の前に必ず受講していただく必要があります。
- ・指定前研修の受付等

平成29年4月1日から事業を実施する場合の申し込み期間は、次のとおりで

す。

申し込み期間内に、<u>別紙様式にてFAX</u>にてお申し込みください。

(※これ以降の日程については、おって本市ホームページに掲載します)

申し込み期間:平成 平成29年1月4日~1月6日(予定)

研修開催日 : 平成29年1月10日(火)(予定)

IX-9 選択型通所サービスの新規指定手続きについて④

別紙様式:指定前研修申込書

(學成28年10月1日改訂)

申込先:大阪市福祉局高齢者施策部

介護保険課指定グループ (FAXO6-6241-6608)

介護保険事業者指定前研修申込書

				19005	- 4	 _==
	(500a)					
#	法 人 名 粽					
×	法人所在地	₹	550			
#	(ふりかな)					
	法人代表者					
情	4 15 8 9					
991	FAXTE					
	旧四春氏名(松陽等)					

*	事 榮 禮 別 (0 a o d t < x d l)	訪問介護・訪問入治・訪問看護・通所介護 居宅檢責管理・福祉用具資与・福祉用具 第1号的能事第(介護外別知問)で 1・主送援助型統	1.販売・居宅介護支援
99		第1号通的事業(介護予約製造的7七7)和時間製造的7	-t' 1 - 選択型通明f-t' 1)
8	事業開始予定年月	韗	月
	制設予定場所 (住所)		_

研修安排予定者(投贈等)			
受講する研修開催日	26.5	月	Ð

※指定前研修にこの申込書を持参してください。

(8)指定前研修の申し込み先

FAX: 06-6241-6608

〒541-005

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

(船場センタービル7号館3階)

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ)総合事業担当

- ※電話での申し込みは受け付けておりません。
- ※指定前研修の開催時間が決まりましたら、 指定前研修の前日までに指定前研修申込 書に記載されたFAX番号へ開催時間を通知 します。

IX-10 事業者指定のスケジュールについて

〇「総合事業移行時の事業者指定の経過措置」について(<u>市内事業者</u>)

- ・大阪市内で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている全ての事業者に対し、平成28年10月中に手続きを案内する事務連絡のFaxを送付します。
- 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」等の郵送期限
 - · · · · · 平成28年11月30日(水)必着
- ・郵送先・・・大阪市福祉局介護保険課(指定・指導グループ)総合事業担当 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 (船場センタービル7号館3階)

〇「総合事業移行時の事業者指定の経過措置」について(<u>市外事業者</u>)

- ・大阪市の被保険者に「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」のサービス を提供している市外の事業所に対し、平成28年12月中に手続きを案内する事務連絡 のFaxを送付する予定です。
- 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」等の郵送期限
 - · · · · 平成29年1月31日(火)必着
- ・郵送先・・・大阪市福祉局介護保険課(指定・指導グループ)総合事業担当 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 (船場センタービル7号館3階)

IX-11 利用者との契約等について①

○運営規程について

- ・提供するサービスが変わるため、運営規程の記載内容を変更する必要があります。
- ・訪問介護、通所介護と別々に作成しても、一体的に作成してもかまいません。
- ・平成29年度中は介護予防訪問介護、介護予防通所介護と総合事業のサービスが並行 して実施される可能性があるため、両方の記載が必要です。
- 一体的に作成する場合の記載例を本市ホームページに掲載しますので、参考にしてください。
- ・他市町村が実施する総合事業のサービスの指定を受ける場合は、当該他市町村の実施するサービスに見合った運営規程を作成する必要がありますので、当該市町村にお問い合わせください。

○契約書について

- ・契約内容が変わる場合は、改めて契約書を交わしなおすのが適当と考えます。
- ・しかし、<u>提供されるサービス内容、その他の契約内容で変更になる部分のみを記載した覚書等を取り交わすといった対応も可能</u>と考えます。
- ・いずれにしても、契約書については、後になって誤解が生じないような対応を行ってください。
- ※選択型通所サービスについても、運営規程や契約書が必要となりますのでご注意願います。

IX-11 利用者との契約等について②

○重要事項説明書について

- ・介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様に、総合事業のサービスにおいても、 サービス提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面(重要事項説明書)を 交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を文書で得る 必要があります。
- ・重要事項説明書は、個々のサービスに係る重要事項を説明するためのものですので、訪問介護、通所介護とは別々に作成する方が好ましいと考えます。
- ・しかし、従来から一体的に作成している場合などは、一体的に作成してもかまいま せん。
- 一体的に作成する場合は、当該利用者への重要事項の説明に当たって不要な部分を 二重線で削除するなど、利用申込者が誤解することがないような対応をする必要が あります。
- ・既にサービス利用されている方については、サービス提供内容等が変わる場合は、 新たに作成した重要事項説明書により変更箇所について説明する又は、重要事項説明書の変更箇所のみを記した書面により説明するのが適当と考えます。
- ・重要事項説明書の記載例を本市ホームページに掲載しますので、参考にしてください。
- ※<u>選択型通所サービスについても、サービス提供の開始にあたっては重要事項説明書が必要となりますのでご注意願います。</u>

区−12 指定事業者の手続きのまとめ①

- ●「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている <u>市内の事業所</u>
 - ・「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」を大阪市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて平成28年11月30日までに大阪市に郵送してください。

(必要書類)

- ① 付表
- ② 誓約書
- ③ 返信用封筒 (住所、事業所名、指定事業者番号を記入し、切手貼付)
- ※「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」及び①②の書類は、大阪市ホームページからダウンロードが可能です。 (ホームページへの掲載は10月中旬以降の予定です)
- ・<u>他市町村の住民に対し、当該他市町村が実施する総合事業のサービスを提供する場合は、当該他市町村へ届出又は指定申請が必要</u>となりますので、 それぞれの市町村にお問い合わせください。

IX-12 指定事業者の手続きのまとめ②

- ●「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている <u>市外の事業所</u>
 - ・「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」を大阪市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて平成29年1月31日までに大阪市に郵送してください。

(必要書類)

- ① 付表
- ② 誓約書
- ③ 返信用封筒(住所、事業所名、指定事業者番号を記入し、切手貼付)
- ④ 指定書の写し(介護予防訪問介護又は介護予防通所介護)
- ⑤ 市町村間並びに国保連合会からの指定情報提供(各種加算の体制 届出を含む)に係る同意書
- ※「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」及び ①②⑤の書類は、大阪市ホームページからダウンロードが可能で す。

(ホームページへの掲載は10月中旬以降の予定です)

区−12 指定事業者の手続きのまとめ③

訪問型サービス

介護予防型訪問サービス(現行相当型サービス)

事業所	事業者指定	(参考)		
現行サービス指定時期	事業所所在地	申請(届出)	区分	サービスコード
平成27年3月31日までに 指定を受けている事業所	大阪市内	必要(※1)	新規	A 2 (現行相当)
	大阪市外	必要(※1)	新規	A 2 (現行相当)
平成27年4月1日以降に	大阪市内	必要(※1)	新規	A 2 (現行相当)
指定を受けた事業所	大阪市外	必要(※1)	新規	A 2 (現行相当)
平成29年4月1日以降に	大阪市内	必要	新規	A 2 (現行相当)
指定を受ける事業所	大阪市外	必要	新規	A 2 (現行相当)

※1:「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」による簡易な申請

生活援助型訪問サービス (基準緩和型サービス)

事業所	区分	事業者指定	(参考)	
現行サービス指定時期	事業所所在地	申請	区分	サービスコード
平成27年3月31日までに 指定を受けている事業所	大阪市内	必要(※1)	新規	A 2 (基準緩和)
	大阪市外	必要(※1)	新規	A 2 (基準緩和)
平成27年4月1日以降に	大阪市内	必要(※1)	新規	A 2 (基準緩和)
指定を受けた事業所	大阪市外	必要(※1)	新規	A 2 (基準緩和)
平成29年4月1日以降に	大阪市内	必要	新規	A 2 (基準緩和)
指定を受ける事業所	大阪市外	必要	新規	A 2 (基準緩和)

※1:「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」による簡易な申請

IX-12 指定事業者の手続きのまとめ④

通所型サービス

介護予防型通所サービス(現行相当型サービス)

7 段 7 例 1 2 2 7 7 2 7 7 2 7 7 2 7 7 2 7 7 7 7 7							
事業所	事業者指定	(参考)					
現行サービス指定時期	事業所所在地	申請(届出)	区分	サービスコード			
平成27年3月31日までに	大阪市内	必要(※1)	更新	A 6 (現行相当型)			
指定を受けている事業所	大阪市外	必要(※1)	更新	A 6 (現行相当型)			
平成27年4月1日以降に	大阪市内	必要(※1)	新規	A 6 (現行相当型)			
指定を受けた事業所	大阪市外	必要(※1)	新規	A 6 (現行相当型)			
平成29年4月1日以降に	大阪市内	必要	新規	A 6 (現行相当型)			
指定を受ける事業所	大阪市外	必要	新規	A 6 (現行相当型)			

※1:「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」による簡易な申請

短時間型通所サービス (基準緩和型サービス)

区分	事業者指定	(参考)	
事業所所在地	申請	区分	サービスコード
大阪市内	必要(※1)	新規	A 6 (基準緩和型)
大阪市外	必要(※1)	新規	A 6 (基準緩和型)
大阪市内	必要(※1)	新規	A 6 (基準緩和型)
大阪市外	必要(※1)	新規	A 6 (基準緩和型)
大阪市内	必要	新規	A 6 (基準緩和型)
大阪市外	必要	新規	A 6 (基準緩和型)
	事業所所在地 大阪市内 大阪市外 大阪市内 大阪市外 大阪市内	事業所所在地 申請 大阪市内 必要(※1) 大阪市外 必要(※1) 大阪市内 必要(※1) 大阪市外 必要(※1) 大阪市内 必要(※1) 大阪市内 必要	事業所所在地 申請 区分 大阪市内 必要(※1) 新規 大阪市外 必要(※1) 新規 大阪市内 必要(※1) 新規 大阪市外 必要(※1) 新規 大阪市内 必要 新規 大阪市内 必要 新規

※1:「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」による簡易な申請

選択型通所サービス(短期集中型サービス)

事業所	区分	事業者指定	(参考)	
現行サービス指定時期	事業所所在地	申請	区分	サービスコード
平成29年4月1日以降に	大阪市内	必要	新規	A 7 (短期集中型)
指定を受ける事業所	大阪市外	必要	新規	A 7 (短期集中型)

X. 給付管理について

X-1 総合事業の給付管理について①

〇介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書について

- ・従来の「居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」(いわゆる「旨の届出書」)について、「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を兼用できるように様式を変更しています。(今後、本市HPに公開予定)
- ・新たにサービス利用する方で、<u>基本チェックリストの実施による事業対象者</u>として「サポート型訪問サービス」又は「選択型通所サービス」だけを利用する場合も、「**旨の届出書」の提出が必要**です。
- ・認定更新時等に、要介護者から要支援者又は事業対象者に変更となった場合は、実施者が居宅介護支援事業者から地域包括支援センターに変更となるため、<u>従来と同様に「旨の届出書」の提出が必要</u>です。
- ・認定更新時等に要支援者から事業対象者に移行する場合は、「介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」により、事業対象者としての登録を行うため、<u>旨の届</u> 出書の再提出が必要となります。
- ・<u>総合事業の介護予防ケアマネジメントにおいても</u>、従来の居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書の取扱いと同様に、<u>月を遡って届け出を受け付ける</u> ことはできませんので、ご注意ください。
- 特に、認定更新時に、認定更新申請を行わず、基本チェックリストの実施による事業対象者としてサービスの継続利用を希望した場合、旨の届出書を再提出しなければ、サービス利用ができなくなりますのでご注意ください。

X-1 総合事業の給付管理について②

〇旨の届出書の提出について

	認定(更	新)申請等	ヒの日山事	給付管理事業者		
	前	後	- 旨の届出書	前	後	
西办罐子	要介護	→ 要支援	再提出が必要	居宅介護支援事業者 -	→ 地域包括支援センター	
要介護者 	要介護	→ 事業対象者	再提出が必要	居宅介護支援事業者 -	→ 地域包括支援センター	
- 古世 之	要支援	→ 要介護	再提出が必要	地域包括支援センター -	→ 居宅介護支援事業者	
要支援者	要支援	→ 事業対象者	再提出が必要	地域包括支援センター -	→ 地域包括支援センター	
事業対象者	事業対象者	→ 要介護	再提出が必要	地域包括支援センター -	→ 居宅介護支援事業者	
	事業対象者	→ 要支援	再提出が必要	地域包括支援センター -	→ 地域包括支援センター	

〇利用するサービスとケアマネジメントの関係について

	利用するサービス	ケアマネジメントの種類	サービスコード種類
要支援1要支援2	サービス事業のみ	介護予防ケアマネジメント	独自コード(4桁数字)
	予防給付 + サービス事業	介護予防支援	46
	予防給付のみ	介護予防支援	46
事業対象者	サービス事業のみ※	介護予防ケアマネジメント	独自コード(4桁数字)

- ※「事業対象者」はサービス事業以外の利用は不可
- 総合事業のサービス事業と予防給付のサービスを併せて利用する要支援者が、予防 給付のサービス利用を停止した場合は、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行することとなるが、この場合は、要支援者であることには変わらず、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターも変わらないため、「旨の届出書」の再提出は不要です。

X-1 総合事業の給付管理について③

〇利用するサービスと給付管理票、ケアマネジメント費の整理

	利用するサービス				給付管理票に記載するサービス					
利用者	予防	給付	総合	字 集	給付管理票の	予防	給付	総合	事業	ケアマネジメント費の種類
1,,,,,,,	限度額管理 対象(※1)	限度額管理 対象外(※2)	限度額管理 対象(※3)	限度額管理 対象外(※4)	提出	限度額管理 対象	限度額管理 対象外	限度額管理 対象	限度額管理 対象外	(サービスコード)
	0	_	-	-	必要	0	-	-	-	介護予防支援費(46)
	0	0	-	_	必要	0	-	_	-	介護予防支援費(46)
	0	_	0	_	必要	0	_	0	_	介護予防支援費(46)
	0	_	_	0	必要	0	_	_	_	介護予防支援費(46)
	0	0	0	_	必要	0	_	0	_	介護予防支援費(46)
	0	0	_	0	必要	0	_	_	_	介護予防支援費(46)
	0	_	0	0	必要	0	_	0	_	介護予防支援費(46)
要支援者	0	0	0	0	必要	0	_	0	_	介護予防支援費(46)
	_	0	-	_	不要	-	-	-	-	-
	_	0	0	_	必要	_	-	0	-	介護予防ケアマネジメント費(独自コード)
	_	0	-	0	Δ (※5)	-	-	-	0	初回のみケアマネジメント費 (独自コード)
	_	0	0	0	必要	_	_	0	_	介護予防ケアマネジメント費(独自コード)
	_	_	0	_	必要	-	-	0	-	介護予防ケアマネジメント費 (独自コード)
	_	_	0	0	必要	_	_	0	_	介護予防ケアマネジメント費(独自コード)
	_	_	-	0	Δ (※5)	-	-	-	0	初回のみケアマネジメント費 (独自コード)
	_	_	0	-	必要	-	-	0	-	介護予防ケアマネジメント費 (独自コード)
事業対象者	_	_	-	0	Δ (※5)	-	_	_	0	初回のみケアマネジメント費 (独自コード)
	_	_	0	0	必要	-	-	0	-	介護予防ケアマネジメント費 (独自コード)

※1 限度額管理対象(予防給付)

介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護

介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※2 限度額管理対象外(予防給付) 介護予防居宅療養管理指導

※3 限度額管理対象(総合事業)

介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス

介護予防型通所サービス

短時間型通所サービス

選択型诵所サービス

※4 限度額管理対象外(総合事業) サポート型訪問サービス

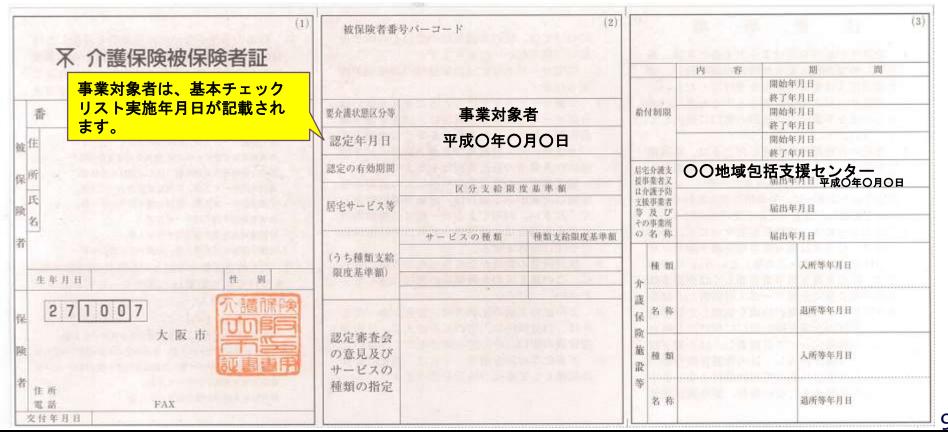
しかし、「サポート型訪問サービス」のみを利用する場合は、通常であれば給付管理票の提出はありませんが、国保連で初回のみケアマネジメント費の支払情報と突合審査を行うため、給付管 理票に代わる書類として「委託先支援事業所情報」の作成・提出が必要となります。

^{※5} 総合事業の限度額管理の対象外の「サポート型訪問サービス」のみを利用する場合のケアマネジメントについては、初回のみケアマネジメントとして地域包括Cでのみ実施しますが、初回の みケアマネジメント費についても国保連に請求し、国保連を通じて地域包括Cに支払います。

(参考)事業対象者の介護保険被保険者証の記載

- 〇基本チェックリストの実施による「事業対象者」は、旨の届出書を区役所保健福祉セン ターに提出すると、
 - 「事業対象者」である旨
 - 「基本チェックリスト実施年月日」
 - 介護予防ケアマネジメントを担当する「地域包括支援センター名」

が記載された介護保険被保険者証が発行されます。



X-2 暫定サービス計画の取扱いについて①

○暫定サービス計画の取扱いについて

- ・従来の予防給付と同様に、総合事業においても、要介護(要支援)認定申請後、認 定結果が出るまでの間は、要介護度が不明なため、正式なサービス計画を作成する ことはできません。
- ・しかし、申請時点から適切かつ円滑なサービス利用を可能とするため、本市の総合 事業においても、要介護度を仮置きした暫定的な内容のサービス計画を作成し、届 け出る(旨の届出)ことによりサービス利用が可能です。
- ・介護サービス計画については居宅介護支援事業者が、介護予防サービス計画については介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が、介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターが作成することとなるため、事前に届け出た暫定サービス計画と認定結果が異なる場合がありますが、その場合は、原則、自己作成(セルフケアプラン)があったものとみなし、サービス計画作成日まで遡って届出書を提出、変更していただくこととなります。
- 事務手続きの流れについては、従来の要介護、要支援の暫定サービス計画の作成に係る流れと同様です。

X-2 暫定サービス計画の取扱いについて②

注意

〇暫定サービス計画の作成にあたっての注意事項

- ・要支援認定申請と同時に、<u>暫定サービス計画により予防給付のサービスと総合事業</u>のサービスを併せて利用を開始した場合、認定結果によっては、総合事業のサービスが全額自己負担となる可能性があることに留意してください。
 - (平成27年3月31日付け厚生労働省Q&A第4ー問4参照)
- ・認定結果が「要支援」であれば予防給付のサービスも総合事業のサービスも両方利用可能であるため、自己負担が発生することはありません。
- ・<u>認定結果が「要介護」となった場合、予防給付のサービスは介護給付のサービスに</u> 置き換えて利用可能であるが、総合事業のサービスは置き換えて利用できないサー ビスもあるため、原則、総合事業のサービスが全額自己負担となる可能性がありま す。
- ・なお、暫定サービス計画を作成することにより、要支援認定結果が出る前にサービス提供を行う場合は、例外的にWI-2の「サービス利用に係る利用対象者の振分け」のスキームによらず、「介護予防型訪問サービス」の利用も可能です。ただし、認定結果を受け速やかに、主治医意見書及び認定調査票の該当項目を確認することにより、必要に応じて翌月分のサービスより、介護予防型訪問サービスから生活援助型訪問サービスに計画変更を行う必要がります。

X-3 介護予防ケアマネジメントの自己作成について

〇総合事業におけるケアプランの自己作成(セルフケアプラン)について

- 国のガイドラインでは、 「総合事業では、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定されているい。予防給付において自己作成している場合は、現行制度と同様、市町村の承認が必要であるが、加えてサービス事業を利用する場合は、必要に応じ、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつなぐことが適当である。」とされています。
- ・本市においても、総合事業のサービス利用に当たっては、原則は地域包括センターによる介護予防ケアマネジメントを基本とするが、現にセルフケアプランで予防給付の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している方がおられることから、当面、総合事業においても、引き続きセルフケアプランの対応を可能とします。
- ・セルフケアプランの場合においても、ケアプランを「自己作成する」という旨の届 け出が必要です。
- ・総合事業におけるセルフケアプランの取扱いについては、現行の予防給付における セルフケアプランの取扱いに準じます。

XI. その他

XI-1 生活援助サービス従事者研修について①

〇生活援助型訪問サービスの導入に伴い、新たなサービス提供の担い手を養成するため の研修を実施します。

- ・名 称 大阪市生活援助サービス従事者研修
- •内 容 2日間 計12時間 (講義形式)

介護職員初任者研修の科目を参考に大阪市が設定した研修科目

- 対象者数 400名(平成28年度) 10クール×定員40名
- 受講要件 本市在住者

無料

※本市の生活援助型訪問サービスの従事者として、指定事業者に雇用される予定の方は、優先して受け付けます。

また、その場合は、他市町村在住の方も受講することが可能です。

- ・受講費用
- ・実 施 日

第1回	12月5日(月)・6日(火)	第6回	2月14日(火)・15日(水)
第2回	12月19日(月)・20日(火)	第7回	2月27日(月)・28日(火)
第3回	1月12日(木)・13日(金)	第8回	3月8日(水)・9日(木)
第4回	1月23日(月)・24日(火)	第9回	3月13日(月)・14日(火)
第5回	2月1日(水)・2日(木)	第10回	3月21日(火)・22日(水)

- ・会 場 第1回、第3回、第4回、第5回、第6回、第8回、第10回 大阪市中央区船場中央3-1 船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 会議室
 - 第2回、第7回、第9回 大阪市 西成区出城2丁目5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター

XI-1 生活援助サービス従事者研修について②

- ・本研修は、大阪市の「生活援助型訪問サービス」の提供に必要な技術等を身につけるためのものであり、本研修を修了した者は、大阪市の「生活援助型訪問サービス」の提供者としてサービス提供することは可能であるが、訪問介護や介護予防訪問介護、介護予防型訪問サービス等の訪問介護員としてサービス提供を行うことはできません。
- ・総合事業のサービスは、市町村ごとに実施内容が異なるため、本研修の受講を修了 したとしても、他市町村が実施する総合事業のサービスの提供者となることはでき ません。
 - ただし、大阪府内では、堺市をはじめ複数の市町村で共通のカリキュラムを導入しており、統一カリキュラムを導入している市町村間では、サービスの提供者となることが可能です。
- ・研修修了者には、ハローワークや福祉人材センター等への登録をお勧めしますので、生活援助型訪問サービスの指定を受けた(受ける予定の)事業者は、ハローワークや福祉人材センター等へ求人登録を行うことにより、より円滑なマッチングが可能となる予定です。(現在、関係機関と調整中)

XI-1 生活援助サービス従事者研修について③

生活援助サービス従事者研修カリキュラム(案)

		生活援助サービス促事者	「一切でプリイユフム(条)
科目名	時間数	項目名	内容例
(1) 職務の理解	2	介護保険制度	●介護保険制度の基本的仕組み
		多様なサービスの理解	■ ●介護給付 ●予防給付 ●介護予防・生活支援サービス事業
		仕事内容や働く現場の理解	●サービス提供に至るまでの流れ(要介護・要支援認定、基本チェックリスト、
		介護職の役割、専門性と多職種との	地域包括支援センター、介護支援専門員、ケアプラン)
		連携	●仕事内容や働く現場の理解 (訪問型サービス)
(2) 老化の理解	1	老化に伴うこころとからだの変化と	●身体的機能の変化と日常生活への影響
		日常	●精神的機能の変化と日常生活への影響
		高齢者と健康	●高齢者の疾病(機能低下)と日常生活上の留意点
			●高齢者に多い病気と日常生活上の留意点
(3)認知症の理解	2	認知症を取り巻く状況	(各市町村の認知症サポーター養成講座の内容により実施)
		認知症の基礎と健康管理	
		認知症に伴う変化と日常生活	
		家族への支援	
(4)介護における	1	介護におけるコミュニケーション	●利用者・家族とのコミュニケーション(相手への理解や配慮、
コミュニケーション技術			傾聴、共感、家族の心理の理解、信頼関係の形成)
			●利用者の障がい等(※2)の状況に応じたコミュニケーション
			※2 視力・聴力障がい、失語症、構音障がい、認知症
(5)介護における尊厳の保持、	3	人権啓発に係る基礎知識	●人権について
介護の基本		人権と尊厳を支える介護	●個人としての尊重 ●尊厳の保持 ●利用者のプライバシーの保護
		介護職の職業倫理	●QOLの考え方 ●ノーマライゼーションの考え方
		自立に向けた介護	●介護における自立支援(残存能力の活用、意欲を高める介護、介護予防)
		安全の確保とリスクマネジメント	●安全対策、感染対策(リスクマネジメント、事故報告、情報の共有)
			※ 生活援助に関連する対策を例示
		介護職の安全	●介護職の健康管理(ストレスマネジメント、感染症対策)
(6)生活支援技術	2	生活と家事	●家事援助に関する基礎的知識と生活支援(生活歴・価値観の理解、
			生活援助のポイント(調理、洗濯、掃除、買物等)
			●介護保険の対象外の支援(衣替え、庭掃除等事例紹介)
(7)修了評価と振り返り	1		筆記試験(選択式)による基本的事項の理解確認と振り返り
計	1 2		
			·

XI-2 定款の記載について

- ・平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と総合事業のサービスが並行して実施される可能性があります。
- 新規に両方のサービスの指定を受けるためには2種類の記載が必要です。

<定款記載例>

- ○「介護保険法に基づく介護予防訪問介護**又は第1号訪問事業**」
- 〇「介護保険法に基づく介護予防通所介護**又は第1号通所事業**」
- ※社会福祉法人や医療法人は記載内容が異なりますので、所管部署にご確認ください。
- 既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている場合は、定款の記載内容により定款変更が必要となる場合があります。

<定款変更が必要となる記載例>

- 「介護保険法に基づく介護予防訪問介護」→「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護」→「介護保険法に基づく介護予防通所介護**又は第1号通所事業**」
- ・訪問サービス・通所サービスを包括的に記載している場合 「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」→「介護保険法に基づく介護予防サービス事業**又は第1号事業**」

<定款変更の必要がない記載例>

社会福祉法人等の場合

- 「社会福祉法に基づく老人居宅介護等事業」
- 「社会福祉法に基づく老人デイサービス事業(老人デイサービスセンター)」

医療法人等の場合

- ・事業所名を列記する手法で記載している場合
 - 「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇訪問介護ステーション」
 - 「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇デイサービスセンター」
- ※定款変更が必要な場合であっても、<u>上記定款変更のみをもって、事業者指定の変更申請手続きを行っていただく必要はありませ</u> <u>ん</u>。定款変更が必要な場合は、法人として適切に定款変更等の手続きを行ってください。
- ※上記の定款記載例はあくまでも例示です。

法人の種別、現在の定款記載内容によって定款の変更の必要性等が異なる場合があります。

XI-3 要介護(要支援)認定に係る有効期間の見直しについて

- 〇介護保険法施行規則の改正により、更新申請時の要介護(要支援)認定に係る 有効期間が、一律原則が12か月、上限が24か月に延長されています。
- 〇ただし、総合事業を市町村全域で実施している場合に限り改正内容が適用されることとされているため、大阪市では、平成29年4月1日以降の更新認定に適用されます。

		現行(~H29. 3.31)		改正後(H29. 4.1~)		
		原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間	原則の 認定有効期間	設定可能な 認定有効期間	
	新規申請	6か月	3か月~12か月	6か月	3か月~12か月	
区分変更申請		6か月	3か月~12か月	6か月	3か月~12か月	
	(前回) (今回)					
更	要支援 → 要支援	12か月	3か月~12か月	12か月	3か月~24か月	
新申	要支援 → 要介護	6か月	3か月~12か月	<u>12か月</u>	3か月~24か月	
請	要介護 → 要支援	要介護 → 要支援 6か月		<u>12か月</u>	3か月~24か月	
	要介護 → 要介護	12か月	3か月~24か月	12か月	3か月~24か月	

XI-4 今後のスケジュールについて

〇今後のスケジュール

平成28年10月中旬以降

- 「意向確認書兼指定第1号事業者指定(更新)申請書」等関係書類を本市HPに掲載
- ・Q&Aを順次本市ホームページに掲載

28年11月30日(水)

・<u>市内の事業所</u>の「意向確認書兼指定第1号事業者指定 (更新)申請書」<u>郵送期限</u>

29年1月31日(火)

・<u>市外の事業者</u>の「意向確認書兼指定第1号事業者指定 (更新)申請書」<u>郵送期限</u>

28年12月~29年3月 29年2月頃

- ・生活援助サービス従事者研修を開催
- 総合事業の請求関係説明会開催(予定)
- ・サービスコード表及び単位数表マスタをHPに公開 ※単位数表マスタを国保連請求ソフトに取込む必要あり

29年4月1日(土)

- 大阪市介護予防・日常生活支援総合事業開始
- 〇今後、本資料の内容に変更が生じた場合や、総合事業の実施に向けて様々な資料を本 市ホームページに掲載しますので、随時ご確認くださいますようお願いします。

<掲載場所>

<u>大阪市トップページ</u> → <u>事業者の方へ ビジネス支援の情報など</u> → <u>ビジネス情報</u>

→ 介護保険事業 → 居宅介護支援・居宅サービスに関すること

URL: http://www.city.osaka.lg.jp/jigyosha top/category/708-15-8-0-0.html

XI-5 生活支援型食事サービス事業の利用手続きについて①

本市では、在宅高齢者等の自立した食生活を確保するとともに、配食を通じた見守り・安否確認を目的として「生活支援型食事サービス事業」を実施しています。

これまで、生活支援型食事サービス事業を実施する場合は、配食事業者のコーディネーターがアセスメント等に基づき必要性を確認し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携のうえ、サービス提供の可否について各区で開催される食事サービス運営委員会での確認を経て、大阪市が決定してきたところです。

しかし、本来、<u>生活支援型食事サービス事業も高齢者の日常生活を支えるインフォーマルサービスの一つ</u>として、ケアマネージャーのケアマネジメントに基づき、その利用の必要性について判断されるべきものであり、ケアマネージャーと配食事業者のコーディネーターの円滑な連携のもと、適切なサービス利用を進めるため、平成29年度から、原則、<u>ケアマネージャーのケアマネジメントをもとに、大阪市がサービス提供の適否を判断・決定する仕組み</u>に変更します。

具体的な変更点

- ・サービス提供の適否判断にあたり、インフォーマルサービスとしてケアプランでの位置付けを必須とする。
- ・利用申請時、生活支援型食事サービスが位置付けられたケアプランの添付を必須とする。
- ※ 利用予定者がケアプラン未作成の場合及び要支援者が規定食数(1日1食)を超過する利用を希望する場合等は、 地域包括支援センターでの総合相談の中で、サービス提供の必要性を確認する。

生活支援型食事サービスの利用の流れ 現行 変更後 サービス利用予定者 サービス利用予定者 ①利用申請 ①利用申請 (ケアプランがある場合) ②アセスメント 担当ケアマネジャー 配食事業者(コーディネーター ②必要食数の確認・ケアプランの提供 配食事業者(コーディネーター) ②アセスメント (ケアプラン未作成・規定食数超過の場合) 地域包括支援センター 食事サービス運営委員会 ②必要配食数の確認※ ③サービスの適否判定 ※総合相談の一環として状況確認を行い、別途 記録票を本人(事業者)に交付する。 大阪市 大阪市 ③サービスの適否判定・利用決定 4)利用決定

XI-5 生活支援型食事サービス事業の利用手続きについて②

利用申請書 様式案

記入例

利用者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

生活支援型食事サービス事業利用申請書

申請日 平成 29年 4月 10日

大阪市長 様

生活支援型食事サービスの利用を希望しますので申請します。

	フリガナ	オオサカ タ	ロウ				
申請者(利用者)	氏名	大阪 太	郎		男・∌	生年月日	昭和5年9月10日(86歳)
	住 所	北区中之島1-3-20				電話番号(06 - 1234 - 5678)
要介護状態区分 □ 要支援 1 · 2 ☑ 要介護 1 · 2 · 3 · 4 · 5		· 4 · 5					
	い者手帳 □ 身体障がい者手帳(1級・2級) □ 療育手帳(A・B1) □ 精神障がい者保健福祉手帳(1級・2級)						
		氏名	性別	年齢	続 柄		住所 ・ 電話番号
緊急連絡先		大阪 一郎	男	58	子	住之江区南流	巻北2−1−10 (06 − 9876 − 5432)
		梅田京子	女	58	子	阿倍野区阿伯	音野筋1-5-1 (06 - 8765 - 4321)
		私は生活支援型食事サービス事業の申請にあたり、ケアプランを提供する等、安否確駅サービスの利用調整が行わ れることに同意します。					
		氏 名	大阪		<u>BB</u>		

ſ		フリガナ	オオサカ イチロウ	申請者との関係
	届出	氏名	大阪 一郎	子
	者	住所	住之江区南港北2-1-10 電話番号(06-987	6 - 5432)

[介護支援専門員記入	欄〕 ※ケアブラン・介護予防ブランが作成されていない場合は、別途利用関整シートを添付すること。			
世帯区分				
配食の必要性	✓ 買い物や調理ができず食事の確保が困難✓ 栄養改善が必要			
安否確認 の必要性	□ 転倒のリスクがある(要因: 頻度等:) ■ その他(具体的状況:)			
必要食数	週 6 食 日月火水木金土 昼 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
居宅介護	支援事業者等 名称 ○○法人 大阪市福祉局			
介護支	腹等門員等 氏名 難波 太郎			

申請者記入欄

- ・当事業の配食事業者に連絡し、配食事業者が聞取りのうえ、サービス利用が見込まれると判断した場合、利用申請書に必要事項を記入します。
- (注1) 本事業は、状態像等から①食事による栄養改善と②安否確 認が必要な場合に利用可能となります。
- (注2) 利用者本人がケアプラン等の情報提供について同意することを申請の要件としています。

担当ケアマネージャー記入欄

- ・配食サービスの利用予定者の世帯状況、配食・安否確認の必要性等を記入していただくとともに、**家族支援や訪問介護、通所介護等の利用状況を踏まえ、必要な週間必要食数を記入してください。**
- ・所属事業所、氏名をご記入いただき、<u>ケアプランを添付して、</u> 利用予定者(配食事業者)へお渡しください。
- (注)必要食数は、ケアプランの週間計画と一致させてください。 ケアプランに記載のない配食は認められません。